

会計基準アップデート

2025年3月7日

企業会計基準委員会（ASBJ）

本資料中の意見にかかる部分は、発表者の個人的見解であり、企業会計基準委員会の公式見解ではありません
本資料の無断転載は禁止されています

- 本資料の無断転載は禁止されています
- 本資料は2025年2月末時点の状況に基づいて作成しています
(会計基準等が最終化される前のプロジェクトに係る記載内容については、審議の状況により、変更になる場合があります)
- 本資料は、概略をご理解いただくために説明を簡略化しています

2 会計基準の開発動向①

- ❖ 金融資産の減損
- ❖ 上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱い



- 金融資産の減損

目次

1. 開発の経緯
2. プロジェクトの進め方
3. 予想信用損失モデル
4. 将来予測情報
5. 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
6. 債権単位でのSICR判定
7. 適用範囲
8. 簡素化された予想信用損失の算定方法
9. 一般事業会社における算定方法
10. 基準体系

【凡例】

IFRS第9号：IFRS第9号「金融商品」

IFRS第7号：IFRS第7号「金融商品：開示」

金融商品会計基準：企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」

金融商品実務指針：移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」

時価開示適用指針：企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

収益認識会計基準：企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」

1. 開発の経緯（1/2）

背景

- ◆ ASBJでは我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みを行ってきた（収益認識会計基準や時価算定会計基準など）
- ◆ 世界的な金融危機に関し、当時の発生損失モデルでは損失の認識が“too little, too late”となっており、金融危機の問題を増幅しているとの批判に対応するため、国際会計基準審議会及び米国財務会計基準審議会は予想信用損失モデルへの転換を柱とする会計基準の改正を行った
- ◆ 先進国で予想信用損失モデルへ本格的に移行していないのは日本のみとなり、少なくとも大手金融機関が適用する会計基準に予想信用損失モデルを採用することが不可避となつた
- ◆ ただし、国際的な会計基準と同等の予想信用損失モデルをすべての金融機関に適用するのは適切でないと考えられるため、国際的な会計基準と同等の会計基準だけでなく、実務負担に配慮した会計基準についても開発することとした

1. 開発の経緯（2/2）

◆ これまでの経緯

- ◆ 我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの一環として、2018年8月に公表した意見募集文書に寄せられたコメントを踏まえ、金融商品の会計基準について開発に着手するか否かの検討を行い、2019年10月に予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に着手することを決定し、2021年8月より審議を行っている
- ◆ 金融資産及び金融負債の分類及び測定については、金融資産の減損の検討と並行して、分類及び測定と減損の定めの関係の整理を行い、その後、開発に着手するか否かを決定することとしている



2. プロジェクトの進め方（1/2）

④ 6つのステップに分けて開発を進めている

ステップ ^④	検討事項
1	ECL（IFRS会計基準）とCECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択
2	金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発 (国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す)
3	ステップ2を採用する金融機関の貸付金以外への適用の検討
4	金融機関に適用される会計基準の開発 (IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す)
5	一般事業会社に関する検討
6	公開草案の公表

2. プロジェクトの進め方（2/2）

ステップ2

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す

ステップ4

IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す

④ ステップ4の目的の“キーワード”

- ◆ IFRS第9号を出発点
- ◆ 実務負担に配慮
- ◆ 適切な引当水準を確保

④ ステップ2及びステップ3における論点を対象として特に実務上の負担が重いと考えられる論点について検討する

④ 引当水準にどのような影響を与えるかを考慮し、実務負担に配慮した方法を検討する

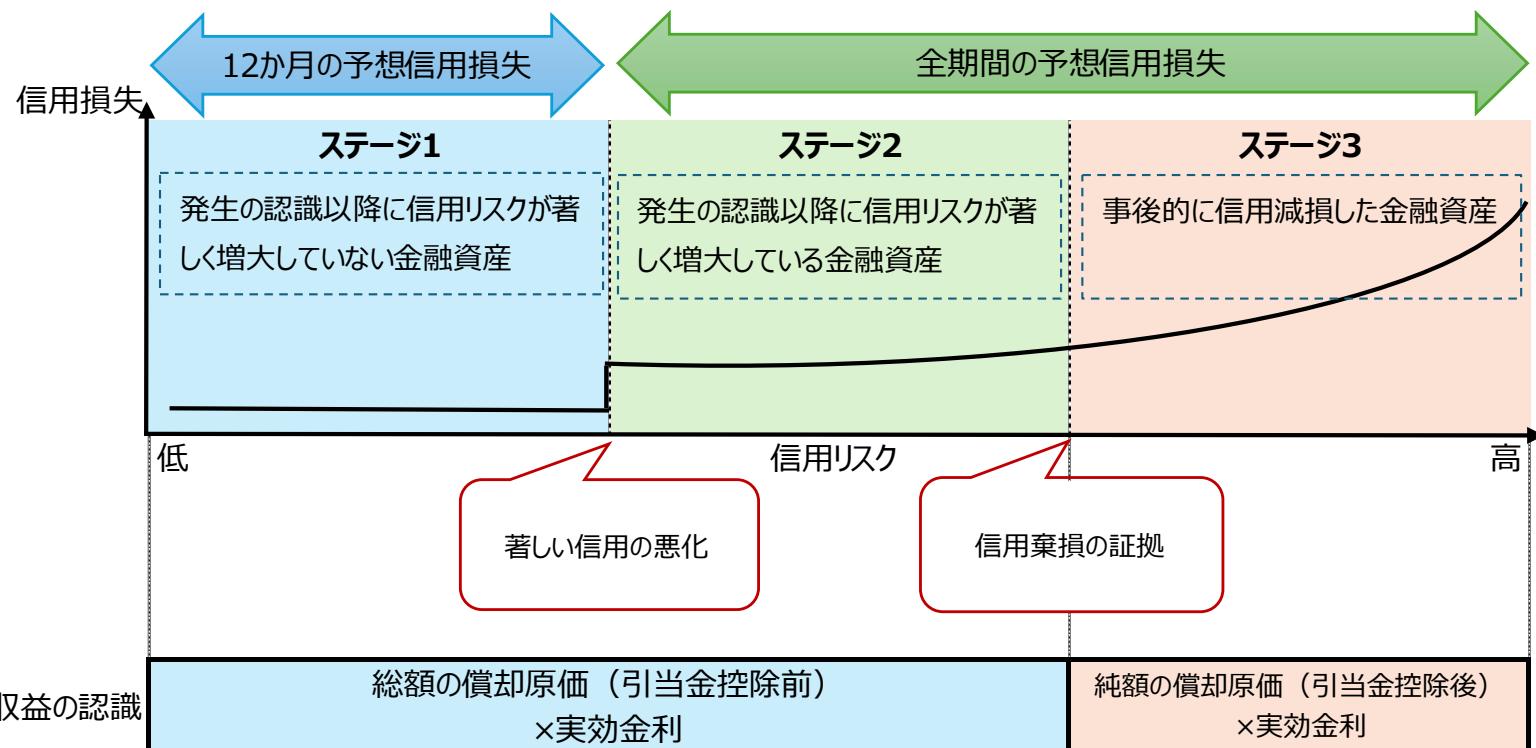
3. 予想信用損失モデル

予想信用損失モデルの特徴

- ◆ 信用リスクの**変化**に応じて、債権等※を**3つのステージ**に分類
- ◆ ステージ分類に応じて信用損失を見積る

※：予想信用損失モデルの対象となる債権、ローン・コミットメント、金融保証契約を指す

(満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について予想信用損失モデルの対象とするかどうかは審議中)



4. 将来予測情報

◆ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測を反映する方法で信用損失を見積る必要がある

◆ 信用リスクの著しい増大（SICR）の判定にあたって将来予測情報を考慮する

「報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いる」

◆ 具体的な指標例（海外事例等）

◆ GDP

◆ 失業率

◆ 金利

◆ 為替

◆ 住宅価格指数等

「必ずしもマクロ経済指標を用いる必要はなく、特定の地域経済環境や事業において影響を及ぼす事象や固有の情報などが適切な将来予測情報となる可能性がある」

5. 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

- 予想信用損失を見積るにあたり、最も可能性が高いシナリオ（最頻値）ではなく、**複数シナリオの確率加重（期待値）**を考慮する

すべての利用可能な証拠（将来予測情報を含む）を用いた予想信用損失の検討を盛り込み、複数のシナリオ及び生じる結果並びにそれらの発生の確率を考慮する

- 各シナリオの発生確率と予想信用損失が対称的ではない場合、最も可能性が高いシナリオの予想信用損失と各シナリオを確率加重平均した予想信用損失は異なる金額となる

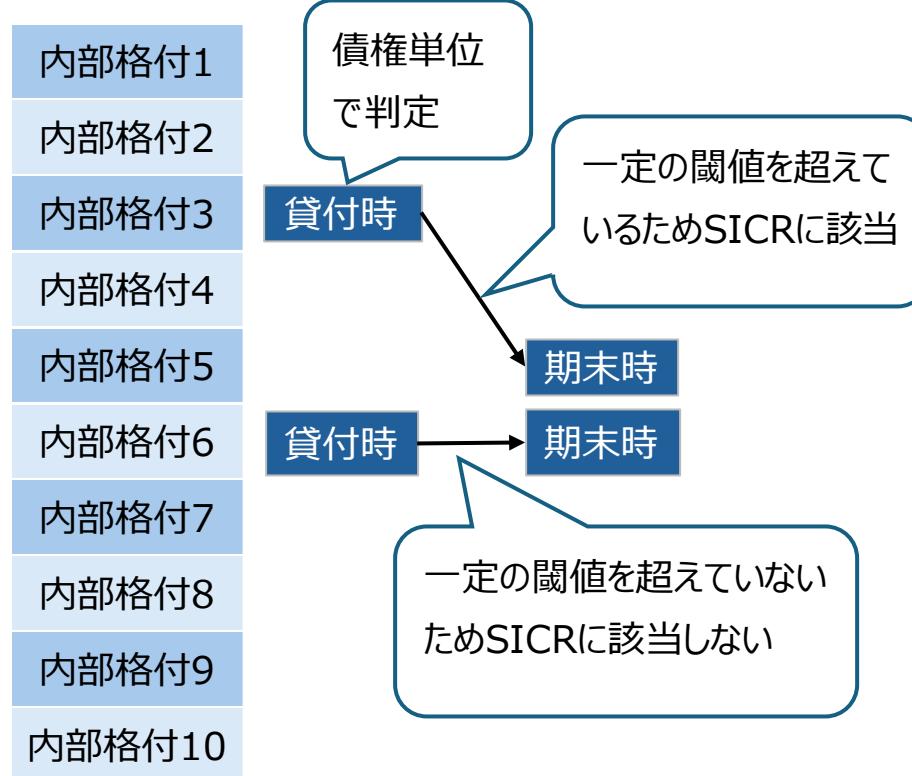
<具体例>

シナリオ	将来の失業率	発生確率	予想信用損失
A	4%	20%	30
B	5%	50%	70
C	6%	30%	170

最も可能性が高い結果である5%の失業率(シナリオB)に基づく単一の中心の経済シナリオによると予想信用損失は70
 一方、各シナリオを確率加重平均した場合は92
 $(= 30 \times 20\% + 70 \times 50\% + 170 \times 30\%)$

6. 債権単位でのSICR判定

- 相対的アプローチにより債権単位で**信用リスクが発生の認識以降著しく増大しているかどうか**を判定する
 - 相対的アプローチにより債権単位でSICRに該当する場合、全期間の予想信用損失で測定する
 - SICRに該当しない場合、12か月の予想信用損失で測定する



7. 適用範囲

適用範囲

貸付金のほか以下の金融商品について、予想信用損失モデルの適用対象とする

- ◆ 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券 継続審議中
- ◆ ローン・コミットメント
- ◆ 金融保証契約

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の検討状況 以下のうち、案2又は案3とすることを提案している

	減損	分類及び測定
案1	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象としない	分類及び測定の見直しに着手することをあわせて意思決定する
案2	満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券※を減損プロジェクトの対象とする	早期に分類及び測定の見直しの着手に関する議論を開始する
案3	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象とする	今後、分類及び測定の見直しに着手するか否かを決定する

※：私募債など、貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受けて保有する債券を想定している

8. 簡素化された予想信用損失の算定方法（1/2）

- ◆ ステップ2の原則的な算定方法に対し、ステップ4では、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化している
- ◆ 具体的には、実務上の負担が重いと考えられる次の論点等に関して、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を定めている
 - ◆ 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
 - ◆ 債権単位でのSICRの判定
 - ◆ 実効金利法に関する論点
※金融商品の測定に関する論点については金融商品実務指針において別途定めを設ける
 - ◆ 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い
- ◆ 「簡素化された予想信用損失の算定方法」は**会計方針の選択**として企業の判断により**個別に選択して適用できる**
- ◆ 企業が適用した「簡素化された予想信用損失の算定方法」について財務諸表利用者が理解できるように会計方針として注記する

8. 簡素化された予想信用損失の算定方法（2/2）

- ◆ 債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用してSICRを評価する方法を用いることができる
- ◆ 企業の判断により正常先を「優良格付」「中間格付」「要判定格付」の3区分に分類し、債務者単位で債権等を各区分に紐付ける

正常先	内部格付1	優良格付 中間格付 要判定格付 債務者単位で反証可能 その他要注意先 債権等単位で反証可能	SICRなしとみなす (12か月の予想信用損失)
	内部格付2		SICRありとみなすが 反証可能
	内部格付3		
	内部格付4		
	内部格付5		
	内部格付6		
その他要注意先	内部格付7	要管理先以下	SICRありとみなす (全期間の予想信用損失)
要管理先	内部格付8		
破綻懸念先	内部格付9		
実質破綻先	内部格付10		
破綻先			

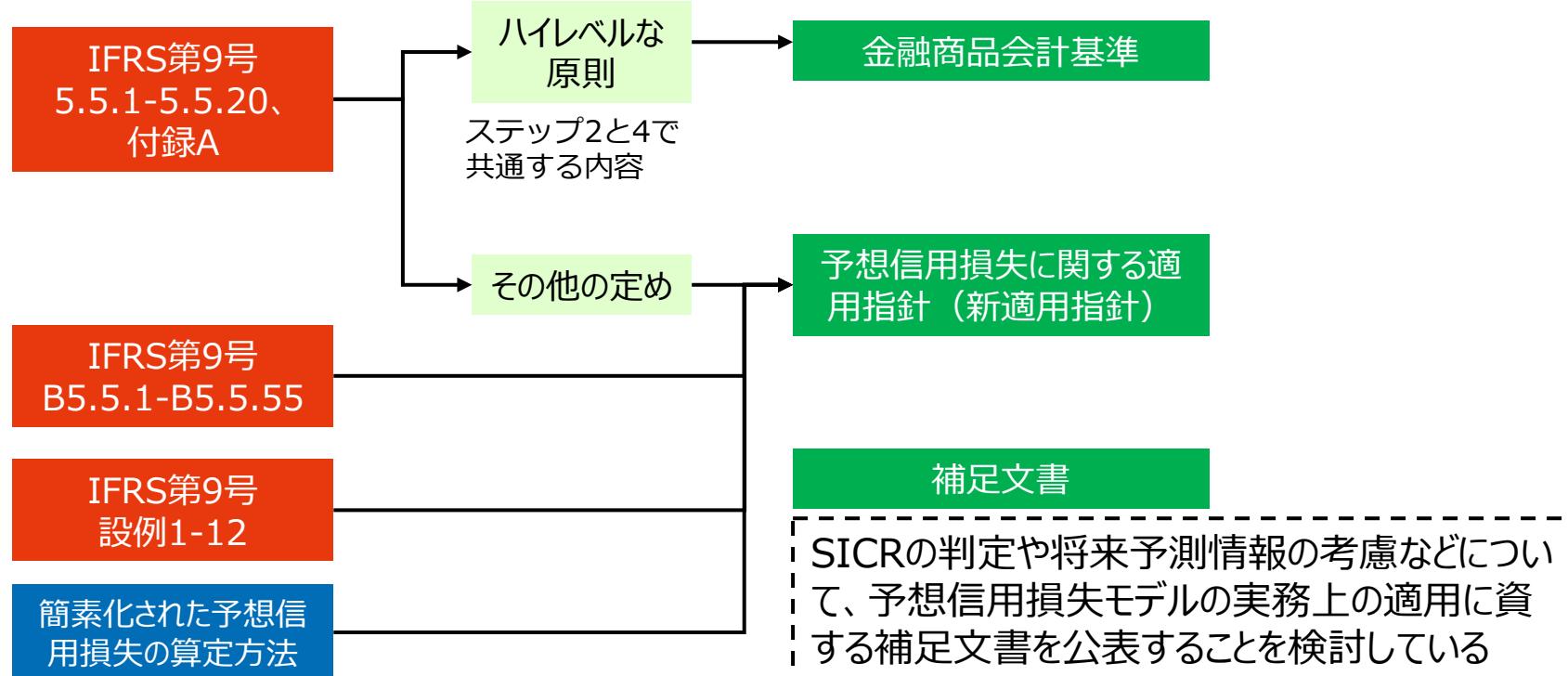
9. 一般事業会社における算定方法

一般事業会社における予想信用損失の算定方法

- ◆ 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含まない受取手形、売掛金等については、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額として算定する
- ◆ 以下について、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額として算定することをそれぞれ独立して選択できる
 - (1) 収益認識基準の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含む受取手形、売掛金等
 - (2) リース債権（ファイナンス・リースに係る債権とオペレーティング・リースに係る債権の区分で選択することができる）
- ◆ 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る12か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、過去の信用損失の実績に基づき、一定の期日経過日数（例えば、期日未経過、1か月以内期日経過、1か月超3か月以内の期日経過、3か月超6か月以内の期日経過等）に応じた引当率を定める方法を用いることができる

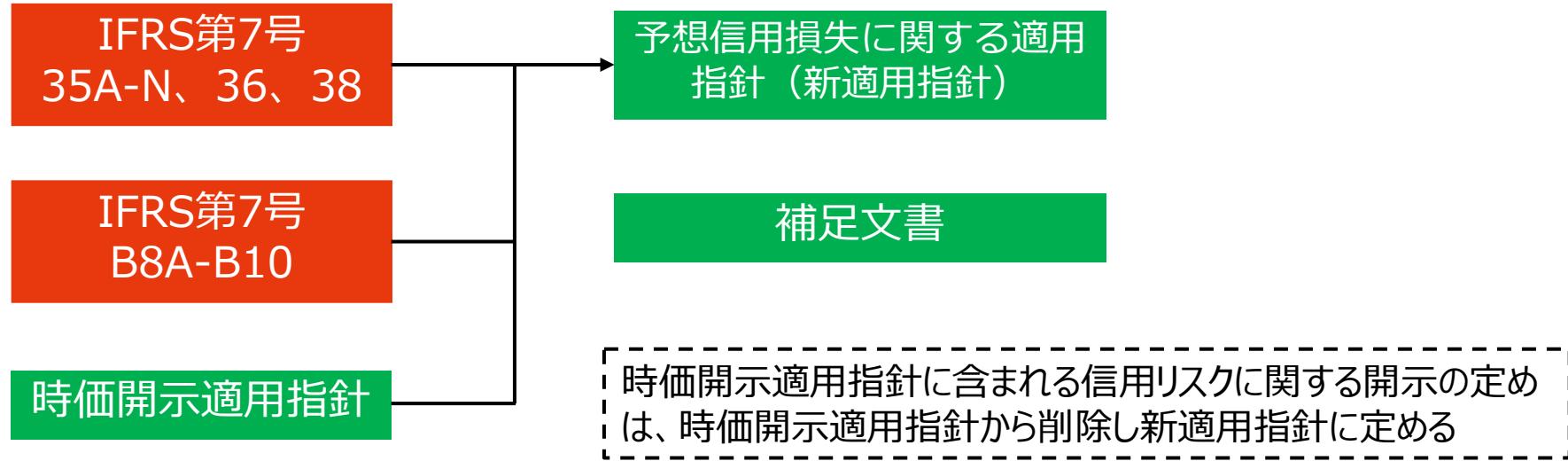
10. 基準体系（1/2）

- ◆ 金融商品会計基準及び新たに開発する適用指針（新適用指針）の文案に関する審議を開始
- ◆ 分類及び測定に関する定めについては、予想信用損失モデルの適用範囲に関する審議後に開始することとしている
- ◆ 予想信用損失に関する基準体系のイメージ図



10. 基準体系（2/2）

- IFRS第7号の信用リスク管理に関する定めを新適用指針に取り入れる
- 開示に関する基準体系のイメージ図



- 開示目的を定めるアプローチを採用

- 上場企業等が保有するベンチャーキャピタル
ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い

目次

-
- 1. 開発の経緯**
 - 2. 現行の組合等への出資の取扱いの概要**
 - 3. 会計処理**
 - 4. 適用範囲**
 - 5. 開示**
 - 6. 適用時期及び経過措置**

【凡例】

公開草案：移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」

実務指針：移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」

1. 開発の経緯

開発の経緯

- ◆ 近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、これらの非上場株式を時価評価することによって、財務諸表の透明性が向上し、投資家に対して有用な情報が開示及び提供されることになり、その結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタル（VC）ファンド等に供給されることが期待されるとして、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価するように速やかに会計基準を改正すべきとの要望が聞かれた
- ◆ 第516回企業会計基準委員会（2023年12月13日）において、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、上場企業等が保有するVCファンドの出資持分に係る会計上の取扱いの見直しを目的として会計基準の開発に着手することとなった
- ◆ 2024年9月20日に公開草案（コメント期限：2024年11月20日）を公表し、コメント締め切り後、寄せられたコメントへの対応を審議中

2. 現行の組合等への出資の取扱いの概要 (1/2)



● 現行の組合等への出資の取扱い（実務指針第132項）

- ◆ 組合等※への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上する
- ◆ 組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。例えば、組合の保有するその他有価証券の評価差額金に対する持分相当額は、その他有価証券評価差額金に計上される

※：任意組合すなわち民法上の組合、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等

2. 現行の組合等への出資の取扱いの概要 (2/2)



● 現行の組合等への出資の取扱いのイメージ

(純額法※1を前提、税効果は除く) ※1：貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法

(出資時)

組合等	
市場価格のない株式 500	出資金（総額） 1,000
上場株式等 500	

30%

70%

出資者である企業A	
出資金等 300 (= 1,000 × 30%)	

他の企業	
出資金等 700	

(出資者である企業Aの期末時における取扱い)

- ・組合等が保有する市場価格のない株式：取得原価で評価した結果（500）を会計処理の基礎とする
- ・組合等が保有する上場株式等：時価評価した結果（700）を会計処理の基礎とする

組合等	
市場価格のない株式 500	出資金（総額） 1,000
上場株式等 700 (+ 200)	その他有価証券評価 差額金 200

30%

出資者である企業A	
出資金等 360 (= 300 + 60※2)	
その他有価証券評価 差額金 60 (= 200 × 30%)	

※2 : 60 = 200 (= 700 - 500) × 30%

3. 会計処理（1/2）

● 時価評価オプションの会計処理

◆ 市場価格のない株式の時価評価

- ❖ 組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式※について時価をもつて評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができます
- ❖ 評価差額の持分相当額は純資産の部に計上する

◆ 時価評価オプションを適用する場合の減損処理

- ❖ 時価評価オプションの定めを適用する組合等の構成資産である市場価格のない株式については、時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って減損処を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とする

※：出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除くことが明確化される予定

3. 会計処理 (2/2)

● 時価評価オプションを適用した場合の組合等への出資の取扱いのイメージ
(純額法を前提、税効果は除く)

(出資時) スライド24と同様

組合等		出資者である企業A	
市場価格のない株式 500	出資金 (総額) 1,000	出資金等 300 $(= 1,000 \times 30\%)$	
上場株式等 500		他の企業 出資金等 700	

(出資者である企業Aの期末時における取扱い)

- ・ 組合等が保有する市場価格のない株式：時価評価した結果（800）を会計処理の基礎とする
- ・ 組合等が保有する上場株式等：時価評価した結果（700）を会計処理の基礎とする

組合等		出資者である企業A	
市場価格のない株式 800 (+300)	出資金 (総額) 1,000	出資金等 450 $(= 300 + 90 \text{※1} + 60 \text{※2})$	その他有価証券評価差額金 150 $(= 500 \times 30\%)$
上場株式等 700 (+200)	その他有価証券評価差額金 500 $(= 300 + 200)$		

4. 適用範囲

● 適用要件

- ◆ 次の要件を満たす組合等への出資
 - ❖ 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
 - ❖ 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること

● 時価評価オプションを適用する組合等の選択

- ◆ 組合等への出資者である企業が次のことを定める
 - ❖ 時価評価オプションを適用する組合等の選択に関する方針を定める
 - ❖ 当該方針に基づき、組合等への出資時に時価評価オプションの適用対象かどうか決定する
- ◆ 出資後に取りやめることはできない

5. 開示

④ 注記事項

- ◆ 時価評価オプションを適用する組合等への出資については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項※で定める事項の注記に併せて、次の事項を注記する
 - ❖ 時価評価オプションを適用している旨
 - ❖ 時価評価オプションを適用する組合等の選択に関する方針
 - ❖ 時価評価オプションを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額
- ◆ 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない

※：貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱い（貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、時価等の注記を行わない場合、その旨及び時価等の注記を行っていない組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記することとされている）

6. 適用時期及び経過措置

● 適用時期

- ◆ 原則的な適用：20XX年4月1日 [公表から1年程度経過した日を想定] 以後開始する連結会計年度・事業年度の期首から適用
- ◆ 早期適用：20XX年4月1日 [公表後最初に到来する年の4月1日を想定] 以後開始する連結会計年度・事業年度の期首から適用可能

● 経過措置

- ◆ 適用初年度の期首時点において、組合等への出資者である企業が定めた方針に基づいて決定した時価評価オプションを適用する組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式※について、次の会計処理を行う
 - ❖ 時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。評価差額の持分相当額を適用初年度の期首のその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減する
 - ❖ 時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。減損処理による損失の持分相当額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する

※：出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除くことが明確化される予定



2 会計基準の開発動向②

- ❖ 期中財務諸表に関する会計基準
- ❖ 非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理



期中財務諸表に関する会計基準

目次

- 1. 開発の経緯**
- 2. 検討の前提及び適用範囲**
- 3. 開発にあたっての基本的な方針**
- 4. 個別に検討中の取扱い**
- 5. 他の会計基準等についての修正**

【凡例】

金商法：金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

取引所：金融商品取引所

期中財務諸表：期中連結財務諸表及び期中個別財務諸表

四半期財務諸表：四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表

第一種中間財務諸表：第一種中間連結財務諸表及び第一種中間個別財務諸表

第二種中間財務諸表：第二種中間連結財務諸表及び第二種中間個別財務諸表

四半期会計基準等：企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

中間会計基準等：企業会計基準第33号「中間期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」

中間作成基準等：中間連結財務諸表作成基準及び中間財務諸表作成基準並びに中間連結財務諸表作成基準注解及び中間財務諸表作成基準注解

1. 開発の経緯

期中会計基準案等の開発の経緯

意見募集

- ◆ 中間会計基準等の検討に際して、中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づいて行うべきであるとの意見が聞かれたため、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した会計基準等（以下「期中会計基準案等」という）の開発を検討する方向性について意見を募集



基準案の開発

- ◆ 2024年10月：期中会計基準案等の開発着手を決定

2. 検討の前提及び適用範囲

期中会計基準案等の検討の前提

- ◆ 金商法に基づく半期報告書制度に適用できるように、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）として作成する中間財務諸表に適用可能な会計処理を定めることを原則とする
- ◆ 中間適用指針の経過措置は、短期的な取扱いであるため経過措置としてそのまま残すことは困難であることから、個別に検討する

適用範囲

対象となる財務諸表	適用される会計基準等
期中財務諸表 (第一種中間財務諸表及び四半期財務諸表を含む)	期中会計基準案等
第二種中間財務諸表	中間作成基準等

3. 開発にあたっての基本的な方針（1/2）

◆ 四半期会計基準等と中間会計基準等の統合

- ◆ 個別に検討を行ったものを除き、基本的に四半期会計基準等及び中間会計基準等の定め及び考え方を引き継いでいる

◆ 企業の報告頻度に左右されないとする原則

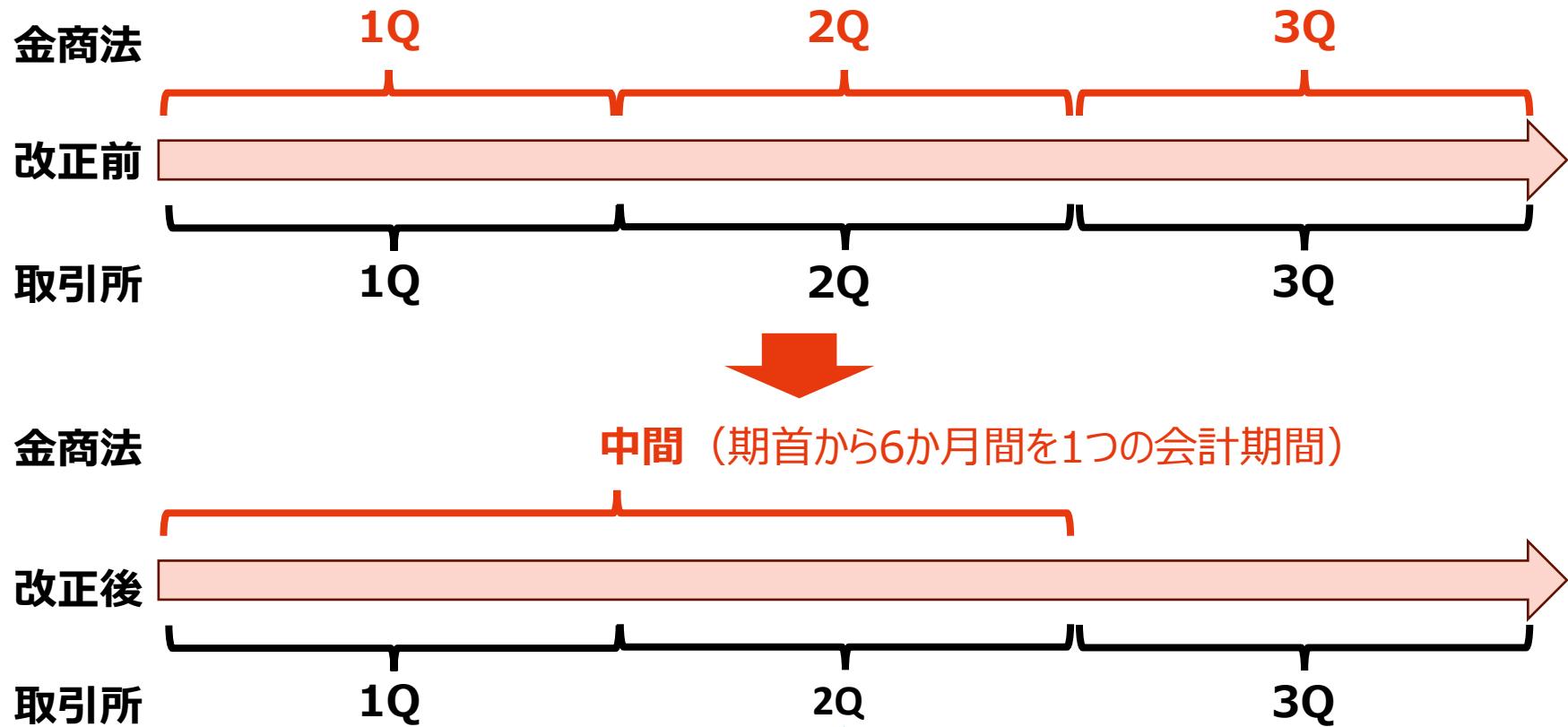
- ◆ 同じ企業が作成する期中財務諸表であるにもかかわらず金商法と取引所の定める規則のいずれに基づくかにより会計処理に不整合が生じることは適切ではない（スライド36参照）
- ◆ 金商法に基づく中間財務諸表と取引所の定める規則に基づく四半期に係る財務情報の会計処理が同一の結果となるように、**企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されなければならないとする原則**を採用

◆ 基準の体系

- ◆ 中間財務諸表及び四半期財務諸表に共通の取扱いと、四半期財務諸表のみに適用される取扱いを区分

3. 開発にあたっての基本的な方針 (2/2)

(参考) 2023年11月の金商法改正前と改正後の比較



中間会計基準等に従い中間財務諸表を作成した場合と、四半期会計基準等に従い第1四半期決算を前提に第2四半期の会計処理を行った場合とで差異が生じる可能性がある

4. 個別に検討中の取扱い

◆ 有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法

- ◆ 洗替え法を原則とする
- ◆ 従前から期中会計期間末に切放し法を適用していた場合
 - ❖ 繼続して切放し法を適用することができる
 - ❖ 切放し法を適用している旨を注記する

◆ 一般債権の貸倒見積高の算定及び未実現損益の消去における簡便的な会計処理

条件	一般債権の貸倒見積高の算定	未実現損益の消去
前年度から大きな変化がないと考えられる場合	① 前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用できる	③ 前年度の損益率や合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用できる
期中に見直しを行い、見直し後の期中会計期間末に大きな変化がないと考えられる場合	② 見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準を使用できる	④ 見直し後の損益率や見直し後の合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用できる

5. 他の会計基準等についての修正（1/4）



④ 他の会計基準等についての修正の方針

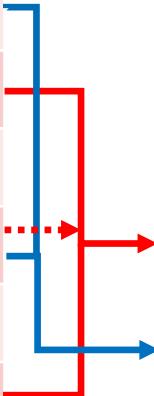
四半期及び中間の取扱いを定めた他の会計基準等の種類	他の会計基準等の修正の方法
企業会計基準	期中会計基準案等 又は 中間作成基準等に取り込む
企業会計基準適用指針	
実務対応報告	
移管指針	用語を置き換える

5. 他の会計基準等についての修正（2/4）

④ 他の会計基準等についての修正の方針

- 従来、他の会計基準及び適用指針の一部において、四半期又は中間の取扱いが定められていたが、個別のテーマに関する会計基準及び適用指針については、年度の会計処理及び開示を取り扱うものと整理

従来		修正の方針	
A会計基準	年度の取扱い	A会計基準	年度の取扱い
	中間の取扱い	B会計基準	年度の取扱い
	四半期の取扱い	C適用指針	年度の取扱い
B会計基準	年度の取扱い	期中会計基準案等	期中の取扱い
	中間の取扱い	中間作成基準等	第二種中間財務諸表の取扱い
C適用指針	年度の取扱い		
	四半期の取扱い		



5. 他の会計基準等についての修正（3/4）

四半期の取扱いの期中会計基準案等への取り込み方

取り込みの方法	
会計処理	四半期固有の取扱いを定めたもののみを期中会計基準案等に引き継ぎ、年度と同様の取扱いを定めたものは引き継がない
注記事項	注記事項に関する基本的な考え方を示し、当該考え方従って開示を求めるもののみを引き継ぎ、四半期財務諸表での注記を省略できるとの定めは引き継がない

◆ 注記事項に関する基本的な考え方

- ❖ 財務諸表利用者が期中財務諸表を理解する上で重要と考えられる事項は期中会計基準案等において定めることとしているため、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針で定められている注記事項については、原則として記載を要しない

5. 他の会計基準等についての修正（4/4）

④ 中間の取扱いの期中会計基準案等への取り込み方

- ◆ 個別に検討を行っている

	取扱い
自己株式の処分及び消却	自己株式の処分及び消却の会計処理の結果、期中決算において、その他資本剰余金の残高が負の値になった場合の取扱いについては、その後の期中決算において洗替処理を行う
役員賞与の会計処理	役員賞与の金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため期首からの累計期間において合理的に見積ることが困難な場合や、重要性が乏しいと想定される場合には、期首からの累計期間においては、費用処理しないことができる

④ 中間の取扱いの中間作成基準等への取り込み方

- ◆ 内容を維持して取り込む



● 非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理

目次

-
- 1. 開発の経緯**
 - 2. 範囲**
 - 3. 非化石価値取引の概要**
 - 4. 会計処理**
 - 5. 現在検討されている制度変更の可能性への対応**
 - 6. 開示、適用時期及び経過措置**

【凡例】

温対法：「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）

1. 開発の経緯（1/3）

開発の経緯

- ◆ 近年、多くの企業が脱炭素、低炭素化に向けた取組みを活発化
- ◆ 脱炭素、低炭素化の手法として、バーチャル電力購入契約（Virtual Power Purchase Agreement）（以下「バーチャルPPA」という）により非化石価値を取得する手法がみられる
- ◆ 環境意識の高まりとともにバーチャルPPAの利用が拡大することが見込まれることを背景として、**バーチャルPPAの会計上の取扱いを明確化する要望**が寄せられた
- ◆ 以下を前提とした当面の取扱いを定めることが提言され、検討を行っている

前 提

現在の我が国におけるバーチャルPPAの実務を考慮し、ニーズの高い領域について定める

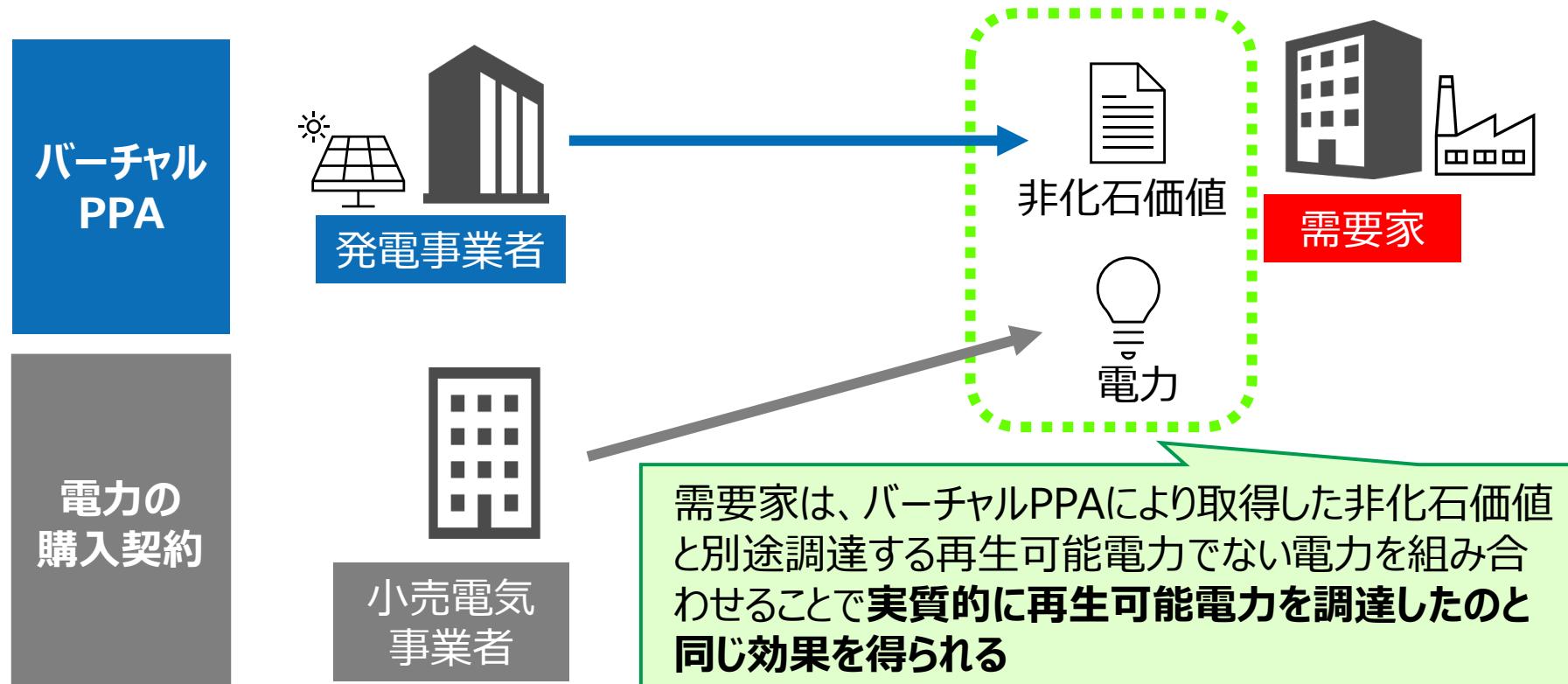
実務の進展や国際的な会計基準の審議の動向を注視し、必要に応じて見直しを行う

需要家の会計処理のみを定める

1. 開発の経緯 (2/3)

バーチャルPPAとは

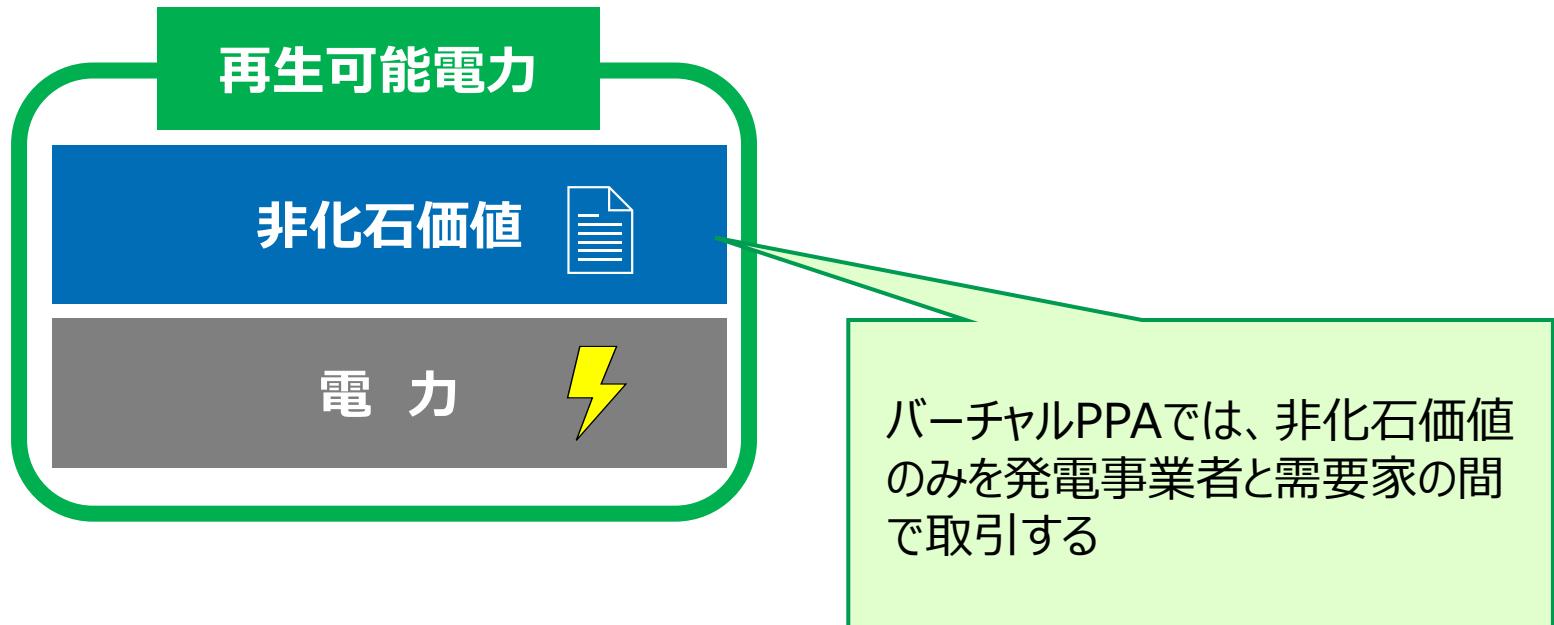
再生可能電力の発電事業者から需要家へ、事前に合意した価格及び期間に基づき、**電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約**を指すことが多い（明確な定義はない）



1. 開発の経緯 (3/3)

非化石価値とは

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則」(平成22年経済産業省令第43号)第4条第1項第2号に規定するエネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値



2. 範囲（1/2）

適用する契約の範囲

- ◆ 現在我が国において行われているバーチャルPPAの一般的な取引形態において需要家が取得する非化石価値の性質や取引条件等を基礎として整理

非化石価値取引において需要家による非化石価値の転売が想定されておらず、発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石価値を移転する契約のうち、概ね次の特徴を有するもの

- ❖ 発電事業者と需要家の相対の契約
- ❖ 契約で指定された再生可能電力発電設備の発電量に応じた量の非化石価値を購入
- ❖ 需要家は非化石価値を買い取る義務を負う



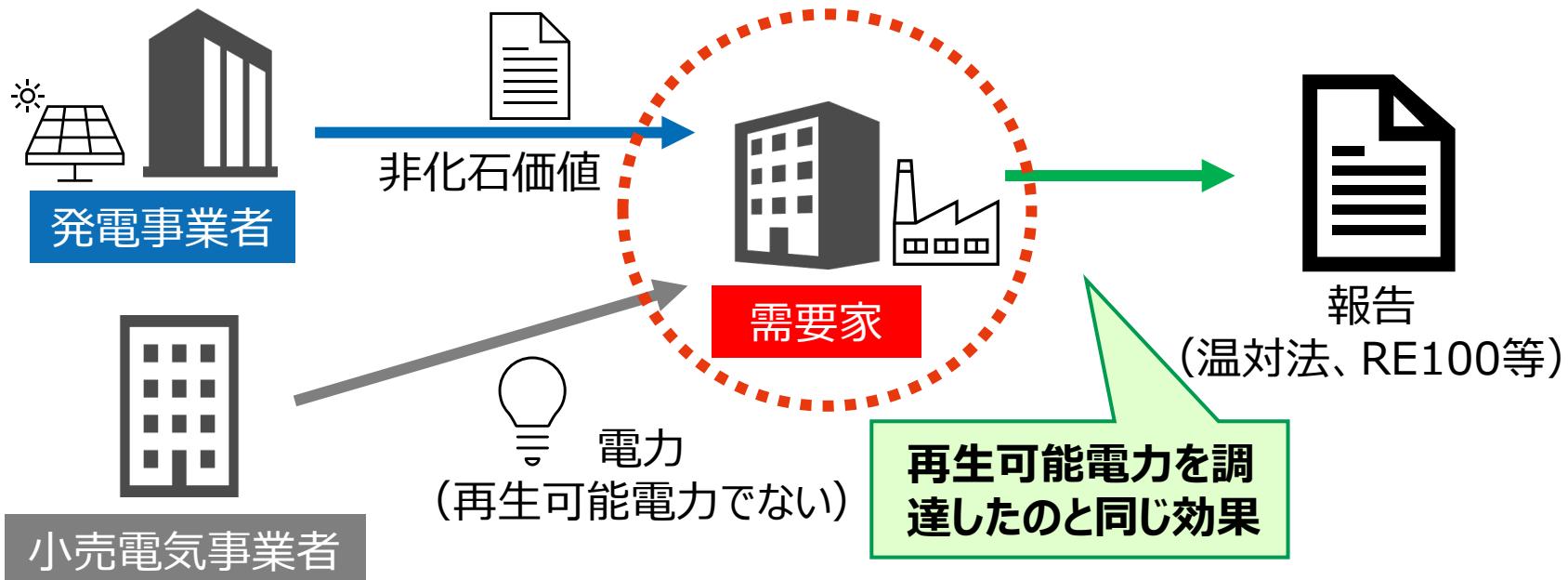
2. 範囲 (2/2)

対象者の範囲

◆ 需要家の取扱いを定める

需要家とは

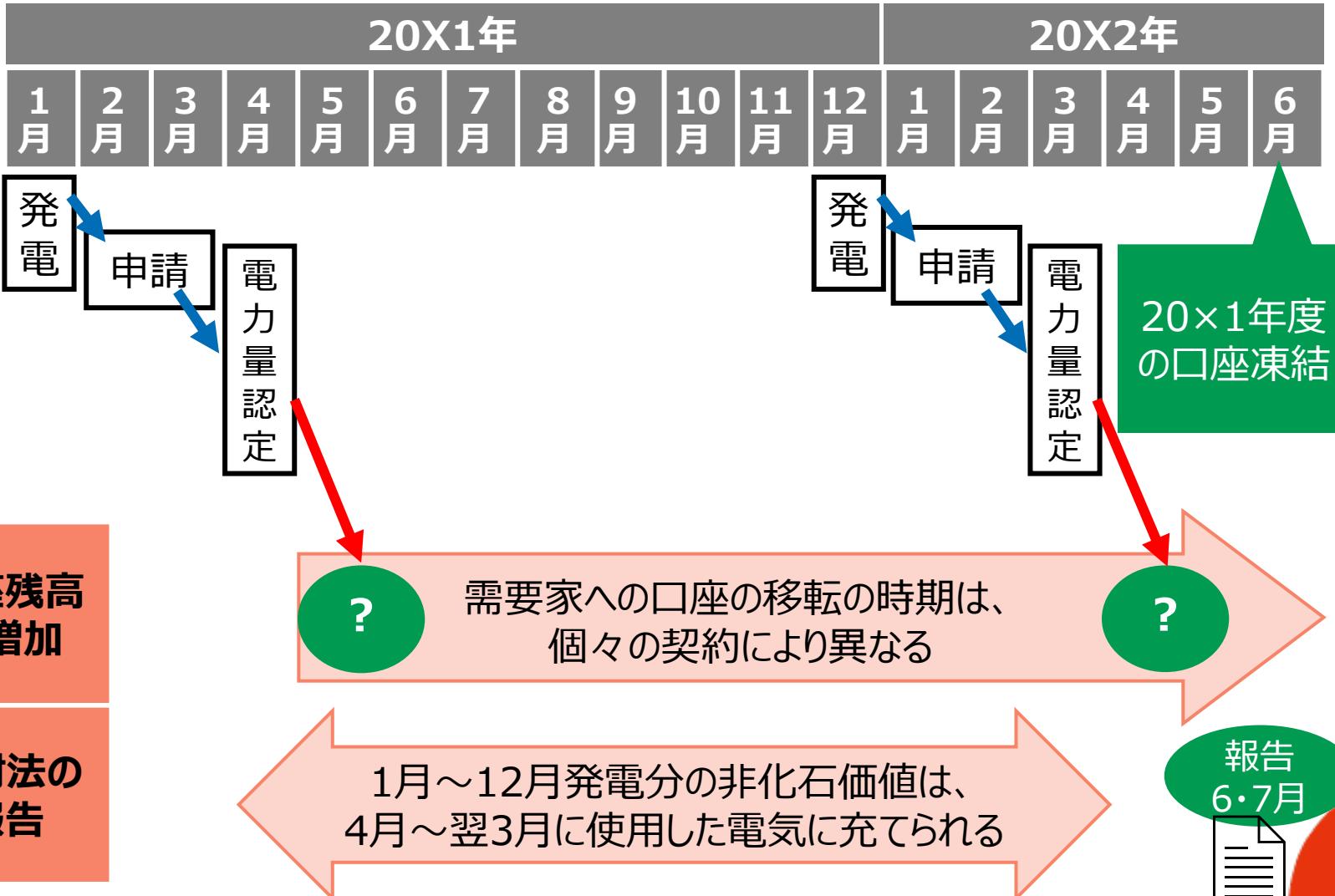
前スライドの特徴を有する契約を締結する者のうち、**非化石価値を自己使用目的で購入する者**



3. 非化石価値取引の概要

発電事業者

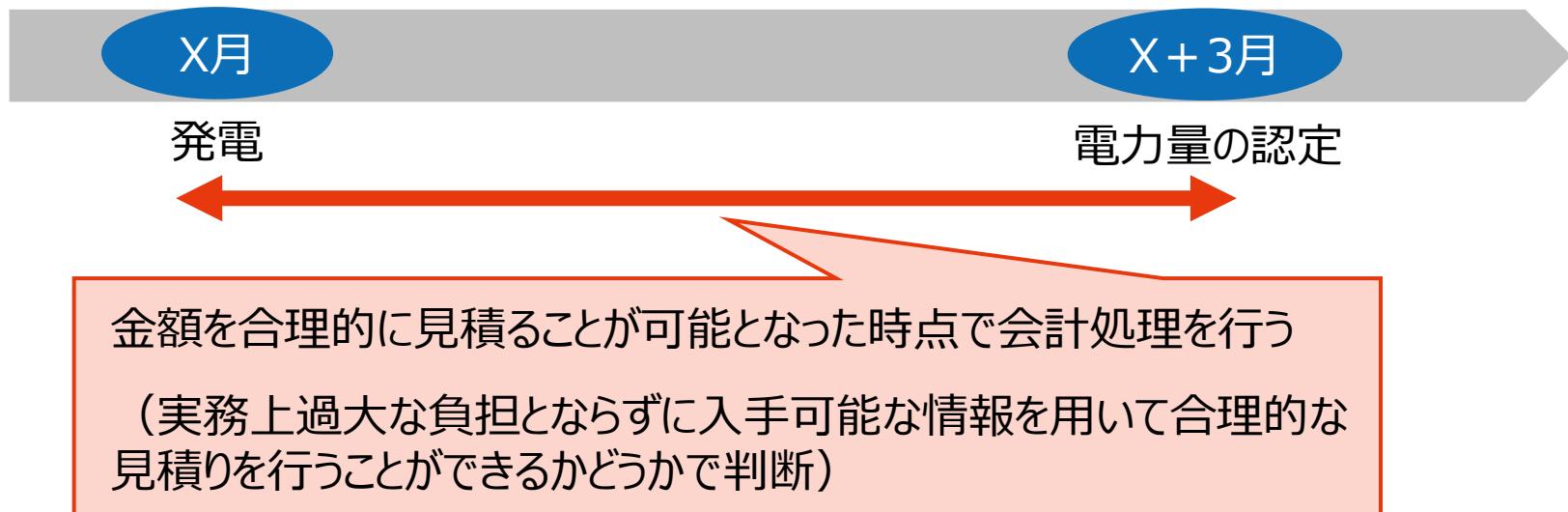
需要家



4. 会計処理（1/2）

会計処理

- ◆ 発電により生じた非化石価値を受け取る権利について、**金額を合理的に見積ることが可能となった時点**で、以下の会計処理を行う
 - ❖ 非化石価値を受け取る権利を費用処理する
 - ❖ 対価の支払義務を負債に計上
- ◆ **遅くとも国による電力量の認定時点まで**に、金額を合理的に見積る



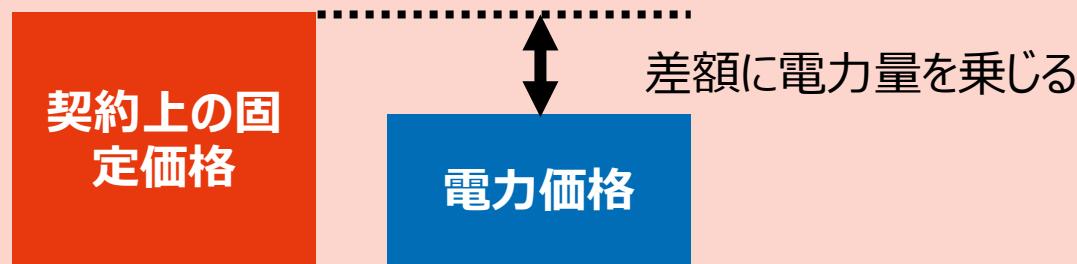
4. 会計処理（2/2）

差金決済を行う場合の会計処理

差金決済とは

非化石価値の対価として、以下の金額を発電事業者と需要家との間で決済する方法

非化石価値の対価 =
電力量 × (契約上の固定価格 – 卸電力市場で決定される電力価格)



- ◆ 対価がマイナス（卸電力市場で決定される電力価格 > 契約上の固定価格）となる場合、**費用から減額**

5. 現在検討されている制度変更の可能性への対応



現行の制度

需要家は**自己使用目的**で非化石
価値を購入する



現在検討されている制度変更

実質的に需要家自らの非化石価値
の調達であると考えられる場合、需
要家の口座で管理された非化石価
値をその**子会社も利用可能**とする

現在検討されている制度変更の可能性への対応

- ◆ 現時点では制度の変更は確定していないが、制度の変更が確定した場合の会計処理の基本的な考え方を次のとおり示す
 - ❖ 親会社である需要家の口座で管理された非化石価値をその子会社も利用可能となり、親会社が子会社のために非化石価値を購入した場合であっても、親会社を需要家として取り扱うことが考えられる
 - ❖ 需要家である親会社とその子会社との間の取引については、両者の合意内容に基づき会計処理を行うことが考えられる

6. 開示、適用時期及び経過措置

開示

- ◆ 特段の開示を求めない

適用時期

- ◆ 2026年4月1日以後最初に開始する連結会計年度・事業年度の期首からの適用を想定
- ◆ 公表日以後最初に開始する連結会計年度・事業年度の期首から早期適用を認める

経過措置

- ◆ 選及適用を求めない
- ◆ 適用初年度の期首において非化石価値を受け取る権利を有しており、金額を合理的に見積ることができるものについては、当該金額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する



3 リース会計基準

- ❖ リース会計基準の適用における実務上のポイント
- ❖ 経過措置



リース会計基準の適用における実務上のポイント

旧基準からの変更点

旧基準

旧適用指針では次のリース取引のみ会計処理を示している

- ◆ 典型的なリース取引
- ◆ 不動産に係るリース取引



新基準

資産の使用を支配する権利の移転に着目した要件に従ってリースを識別

いわゆる実質的なリースなど、
リースとして取り扱う対象が増加

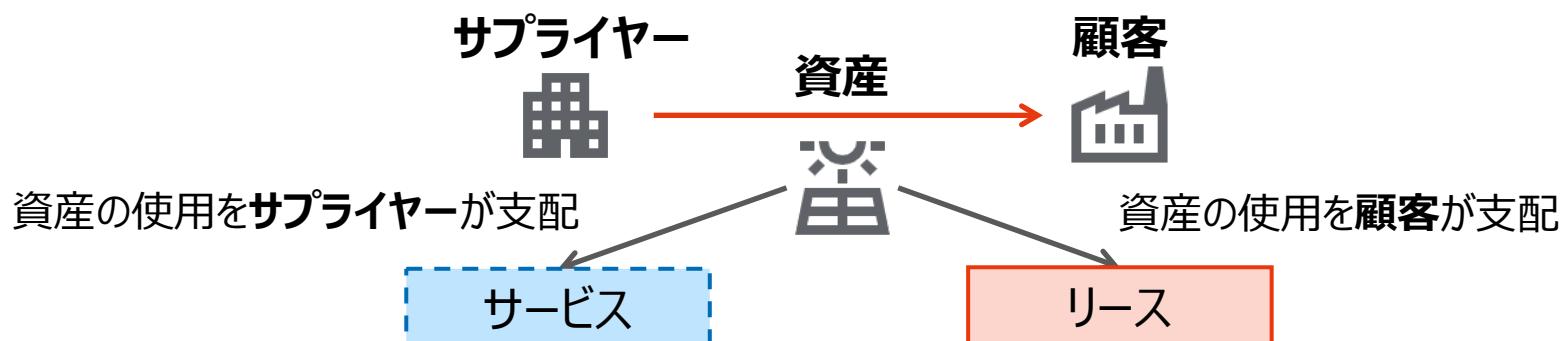
リースの定義

原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約（又は契約の一部分）

リースの識別の判断

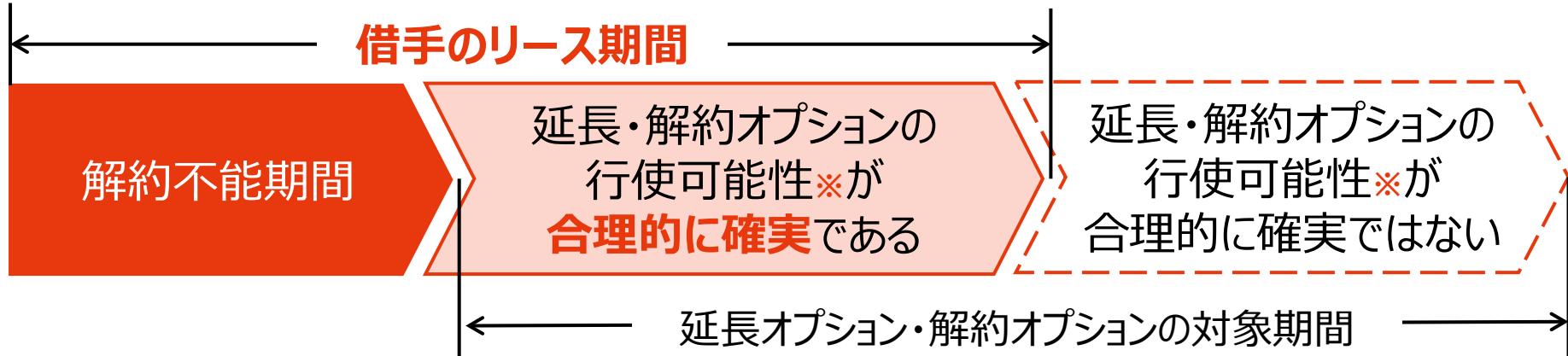
契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する（◆の両方を満たす）場合、契約にリースが含まれる

- ◆ 顧客が資産から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有する
- ◆ 顧客が資産の使用を指図する権利を有する



【テーマ2】借手のリース期間（1/2）

④ 借手のリース期間



※：ここでは延長オプションが行使される可能性・解約オプションが行使されない可能性を指すものとする

⑤ 延長オプション等の行使可能性の評価

以下のような経済的インセンティブを生じさせる要因を考慮して判断

- ◆ 延長オプション・解約オプションの対象期間に係る契約条件（リース料・違約金等）
- ◆ 大幅な賃借設備の改良の有無
- ◆ リースの解約に関連して生じるコスト
- ◆ 企業の事業内容に照らした原資産の重要性
- ◆ 延長オプション・解約オプションの行使条件

借手のリース期間の決定にあたってのその他の考慮事項

経営者の意図や見込みとの関係	借手のリース期間は、経営者の意図や見込みのみに基づく年数ではなく、借手が行使する経済的インセンティブを生じさせる要因に焦点を当てて決定される
過去の慣行・経済的理由の考慮	借手のオプションの行使可能性を評価する上で、有用な情報を提供する可能性がある ただし、一概に過去の慣行に重きを置いてオプションの行使可能性を判断することを要求するものではなく、将来の見積りに焦点を当てる
解約不能期間の長さとの関係	代替資産の調達コストを考慮すると、リースの解約不能期間が短いほど、借手が延長オプションを行使する（解約オプションを行使しない）可能性が高くなる場合がある
借手のリース期間とリース物件における附属設備の耐用年数との関係	借手のリース期間とリース物件における附属設備の耐用年数は相互に影響を及ぼす可能性があるが、それぞれの決定における判断とその閾値が異なるため、両者は必ずしも整合しない場合がある

◆ 開示目的を満たすように定量的情報・定性的情報を開示

開示目的

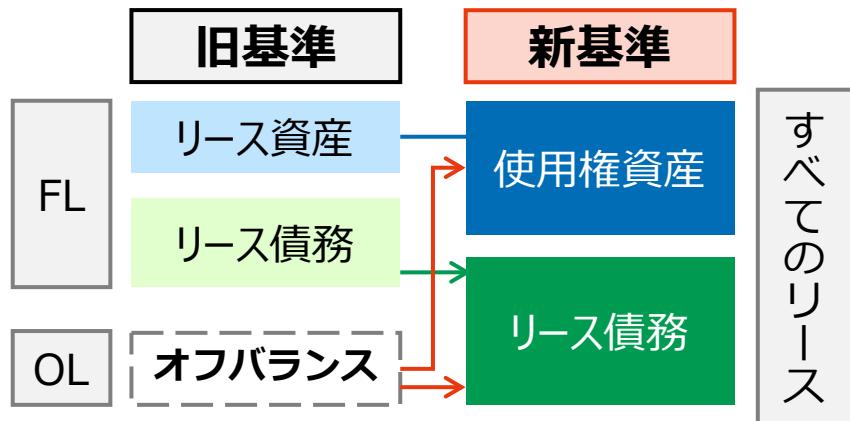
財務諸表本表で提供される情報と併せてリースが借手又は貸手の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示

◆ 借手における定量的情報の開示

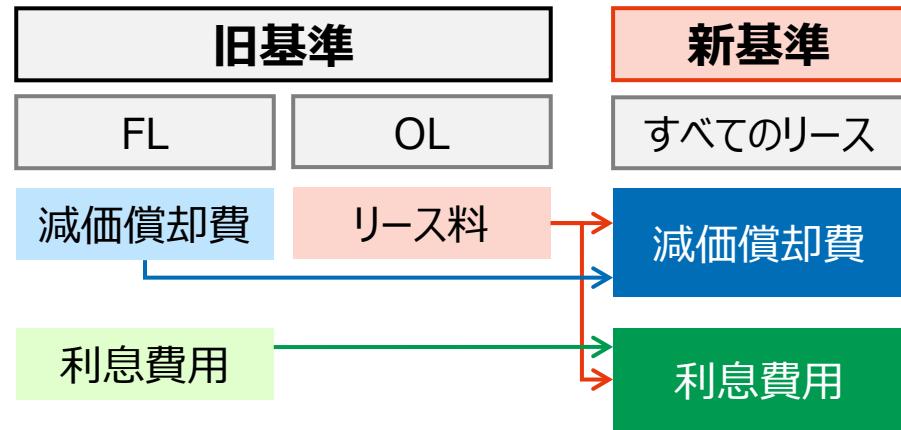
種類	開示の内容
区分表示	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 使用権資産・リース負債の残高 ◆ リース負債に係る利息費用
リース特有の取引に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 非償却の借地権の設定に係る権利金等の残高 ◆ 短期リース・変動リース料の費用発生額 ◆ セール・アンド・リースバック取引、サブリース取引に関する事項
当期又は翌期以降のリースの金額を理解するための情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ キャッシュ・アウトフローの合計額 ◆ 使用権資産の増加額 ◆ 使用権資産に係る減価償却の金額

【テーマ3】借手の開示・IR (2/2)

B/S



P/L



C/F

旧基準 支払リース料 (営業C/F) → **新基準** リース負債の返済 (財務C/F)

影響のある主な指標

ROA (総資産利益率)	: 当期純利益 ÷ 総資産
ROIC (投下資本利益率)	: 税引後営業利益 ÷ (株主資本 + 有利子負債)
FCF (フリー・キャッシュ・フロー)	: 営業C/F + 投資C/F

【テーマ4】貸手のリース（1/2）

収益認識会計基準との整合性を図る変更を行った

◆ ファイナンス・リース

- ◆ リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法（第2法）の廃止
- ◆ 製造又は販売を事業とする貸手のリース収益は利息相当額控除後とする

製造・販売を事業とする貸手

- ◆ リース開始日：売上高（利息相当額控除後）と売上原価を総額で収益計上
- ◆ その後、貸手のリース期間にわたり利息相当額を収益計上

製造・販売以外を事業とする貸手
(例：リース会社)

貸手のリース期間にわたり利息相当額のみ収益に計上

◆ オペレーティング・リース

無償賃借期間におけるリース収益の計上を変更

リース収益の
計上方法

無償賃貸期間

リース料（or 使用料等）が生じる期間

← 貸手のリース期間（or 契約期間）でリース収益を配分 →

◆ 開示目的を満たすように定量的情報・定性的情報を開示

開示目的

財務諸表本表で提供される情報と併せてリースが借手又は貸手の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示

◆ 貸手における定量的情報の開示

種類	開示の内容
区分表示	<ul style="list-style-type: none"> ◆ リース債権・リース投資資産 ◆ リース収益（ファイナンス・リース、オペレーティング・リース）
リース特有の取引に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ リース債権・リース投資資産の構成要素（債権部分・利息相当額等） ◆ 将来の業績等により変動する使用料に係る収益
当期又は翌期以降のリースの金額を理解するための情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ リース債権・リース投資資産の主な変動 ◆ リース債権・リース投資資産の回収予定額、オペレーティング・リースの受取予定額



- 経過措置

目次

1. 修正追溯及法
2. 経過措置の概要
3. 修正追溯及法を適用する場合の経過措置
4. リースの識別
5. ファイナンス・リース取引の帳簿価額の引継ぎ
6. オペレーティング・リースに係る簡便計算
7. セール・アンド・リースバック
8. 借地権の設定に係る権利金等
9. 建設協力金等の差入預託保証金
10. ファイナンス・リース取引に分類していたリース
11. オペレーティング・リース取引に分類していたリース等
12. サブリースの貸手

凡例

会計基準：企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」

適用指針：企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」

新基準：会計基準及び適用指針

旧基準：企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」

減損会計基準：「固定資産の減損に係る会計基準」（2002年（平成14年）8月 企業会計審議会）

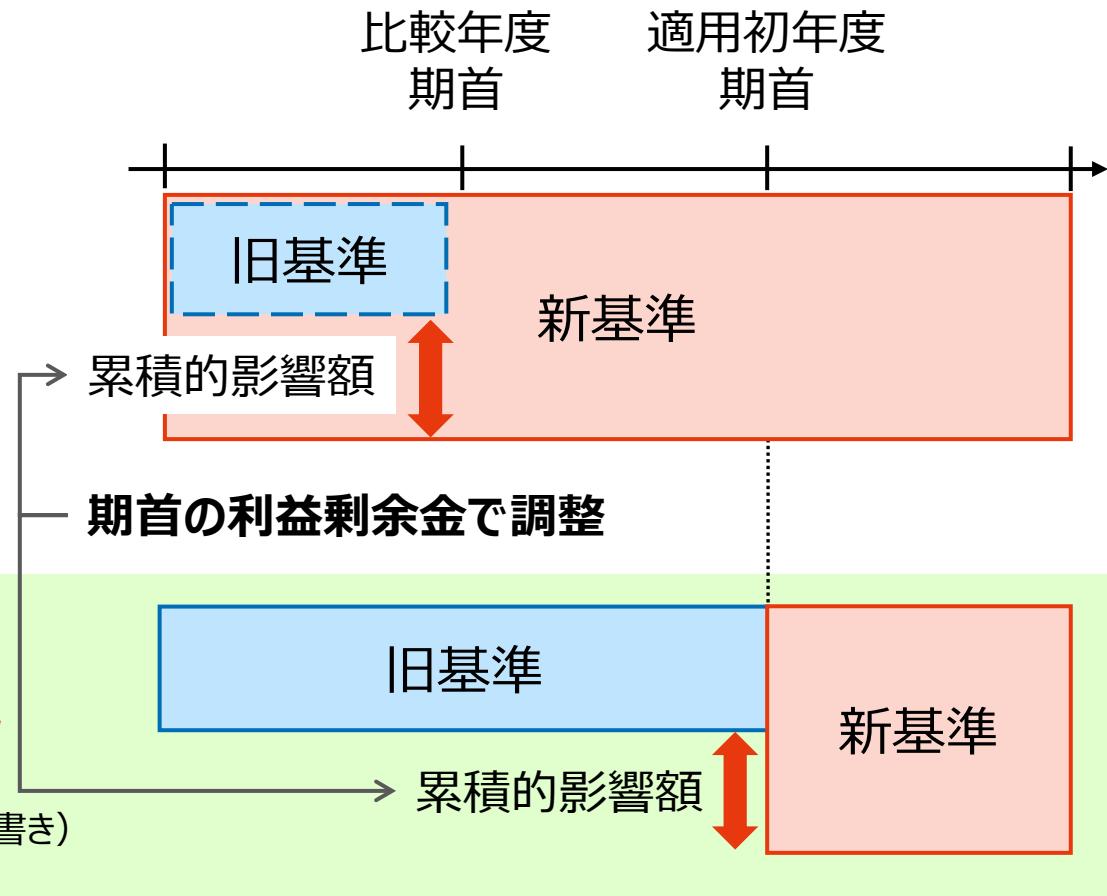
収益認識会計基準：企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」

旧金融商品実務指針：2024年9月改正前の移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」

1. 修正遡及法

原則

過去の期間のすべてに新基準を遡及適用（原則的な取扱い）



さまざまな経過措置を用意

2. 経過措置の概要

3種類の経過措置

- ◆ 旧基準の経過措置の継続適用 (適用指針第113項から第117項)
- ◆ 修正遡及法を適用する場合の経過措置 今回の解説対象
- ◆ IFRS任意適用企業・その連結子会社の取扱い (適用指針第134項・第135項)

3. 修正遡及法を適用する場合の経過措置

区分	経過措置	参照
借手・貸手 共通	リースの識別 開示	共通
借手	ファイナンス・リース取引の帳簿価額の引継ぎ オペレーティング・リースに係る簡便計算 会計方針の変更に関する影響の開示 セール・アンド・リースバック 借地権の設定に係る権利金等 建設協力金等の差入預託保証金 開示（表示）	借手1 借手2 借手3 借手4 借手5
貸手	ファイナンス・リース取引に分類していたリース オペレーティング・リース取引に分類していたリース等 サブリースの貸手	貸手1 貸手2 貸手3

太字：本日取り上げる経過措置

4. リースの識別

原則的な取扱いを適用する場合

すべてのリースについてリース開始日に遡及してリースの識別を行う



新基準の適用によって、旧基準のもとではリースとしていなかった契約にリースが含まれると判断される場合があり、リースの識別に相当のコストが生じる



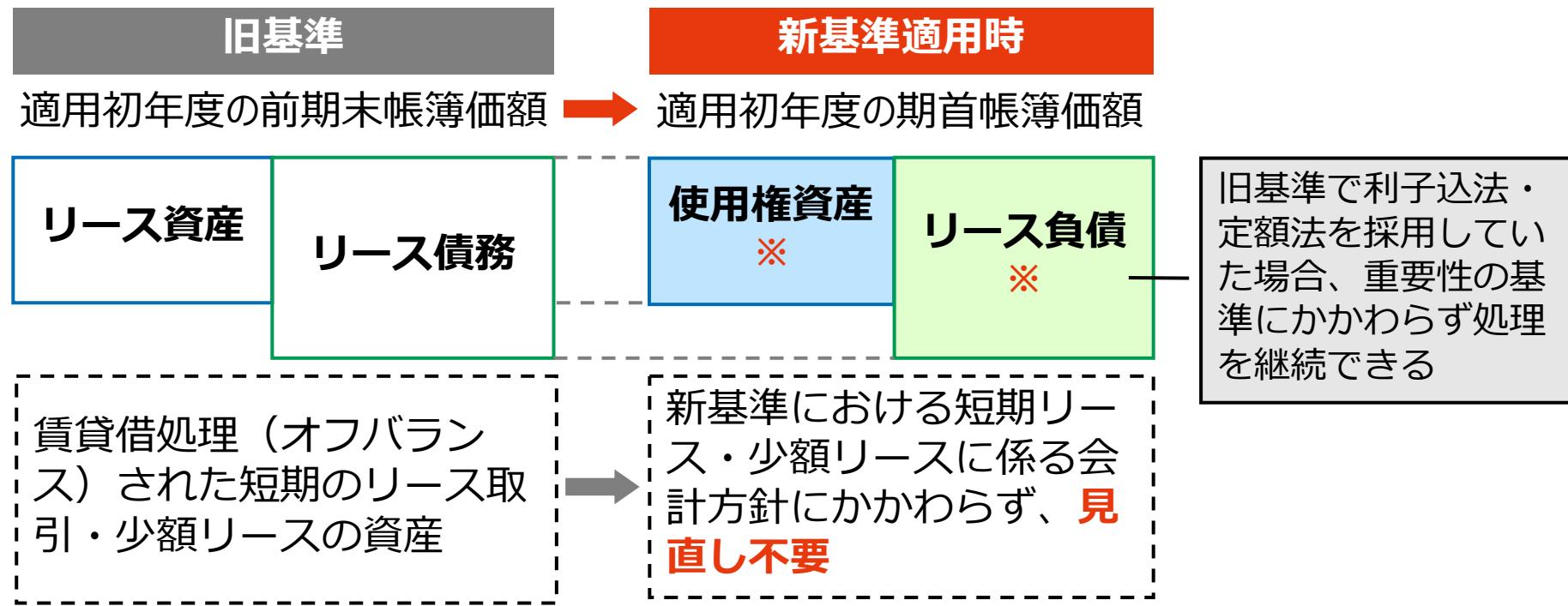
修正遡及法を適用する場合の経過措置

次の経過措置のいずれか又は両方を適用できる（適用指針第119項）

適用対象	経過措置
旧基準を適用しているリース	新基準を適用して契約にリースが含まれているか否かの判断を行わることができる
適用初年度の期首時点で存在する旧基準を適用していない契約	適用初年度の期首時点の事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断できる

5. ファイナンス・リース取引の帳簿価額の引継ぎ

前期末のファイナンス・リース取引の帳簿価額を引き継ぎ、適用初年度の期首から会計基準を適用（リース1件ごとに適用可能） （適用指針第120項から第122項）

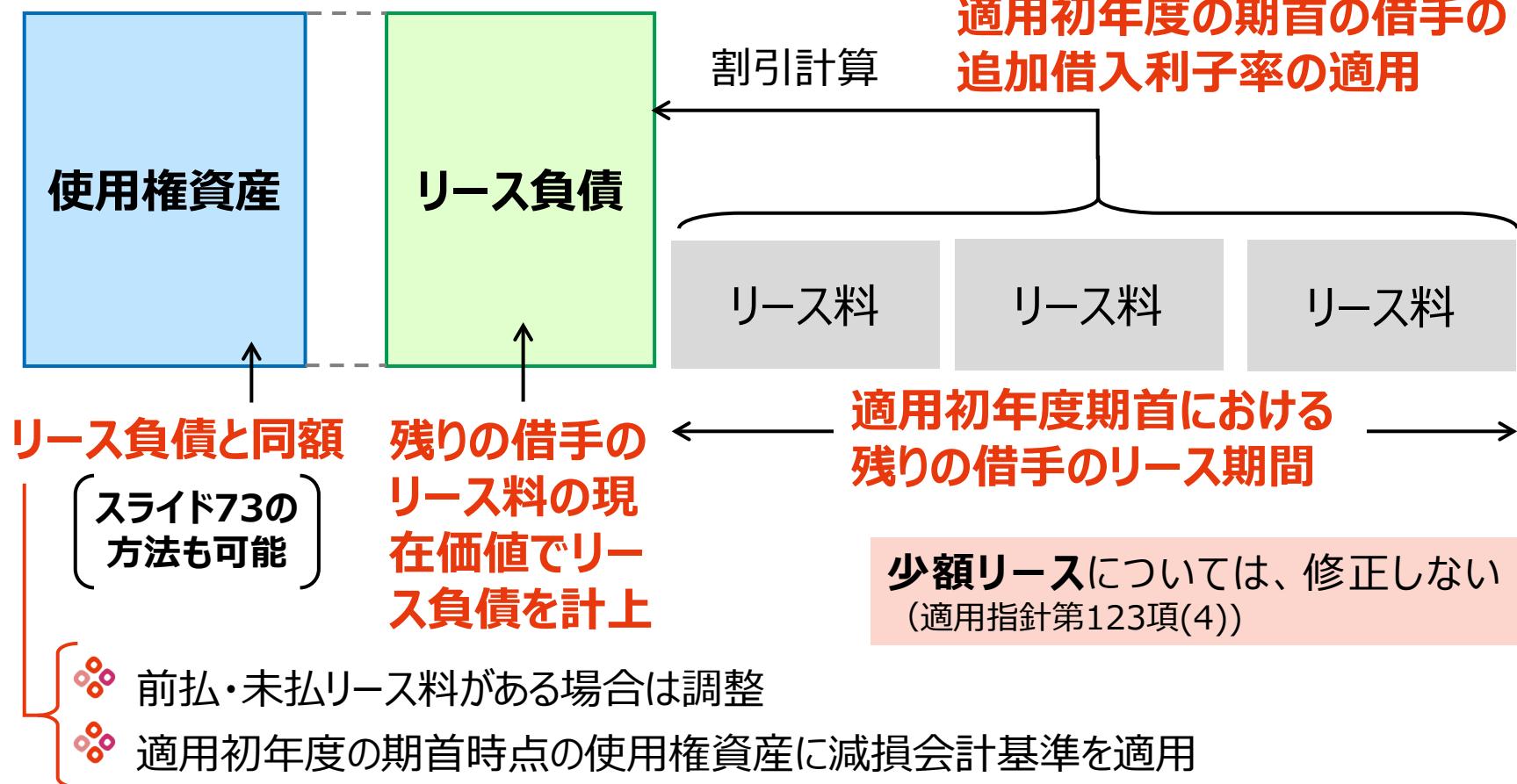


※：残価保証の取扱いは変更が必要

旧基準「残価保証額」→新基準「残価保証に係る（借手による）支払見込額」

◆ オペレーティング・リースに係る簡便的な計算 (適用指針第123項)

- ◆ 使用権資産をリース負債と同額とする方法（リース1件ごとに適用可能）

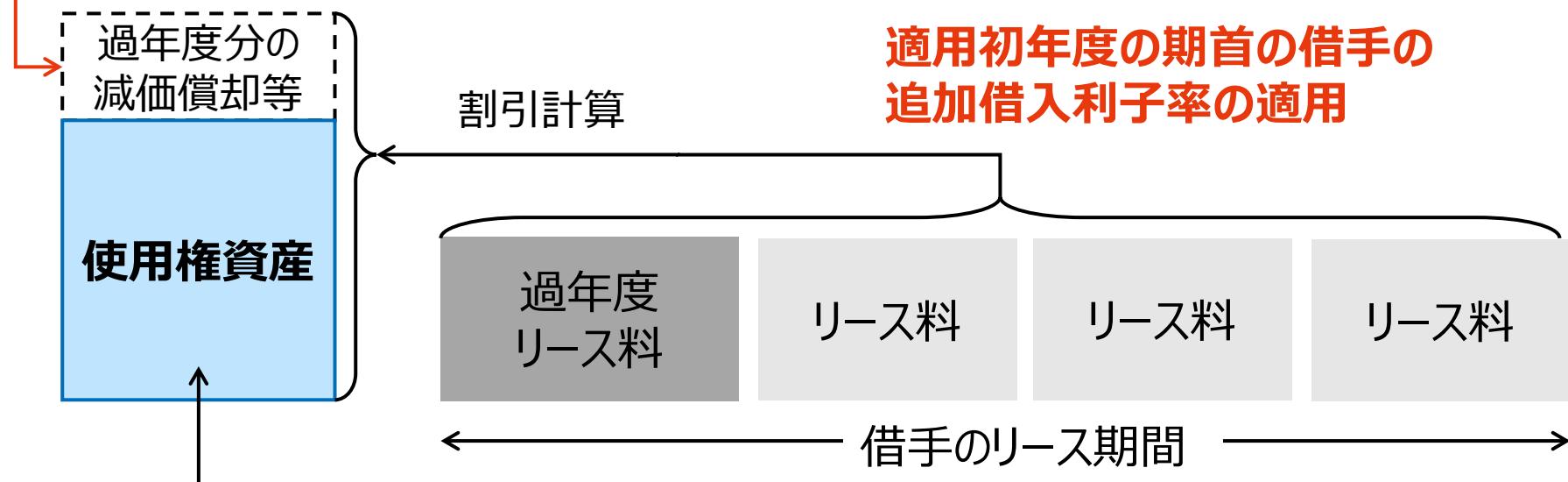


6. オペレーティング・リースに係る簡便計算 (2/3)

◆ オペレーティング・リースに係る簡便的な計算（続き）（適用指針第123項）

◆ 使用権資産を遡及的に算定する方法（リース1件ごとに適用可能）

適用初年度の期首の利益剰余金に加減



会計基準がリース開始日から適用されて
いたかのような帳簿価額による

❖ 前払・未払リース料がある場合は調整

❖ 適用初年度の期首時点の使用権資産に減損会計基準を適用

少額リースについては、修正しない
(適用指針第123項(4))

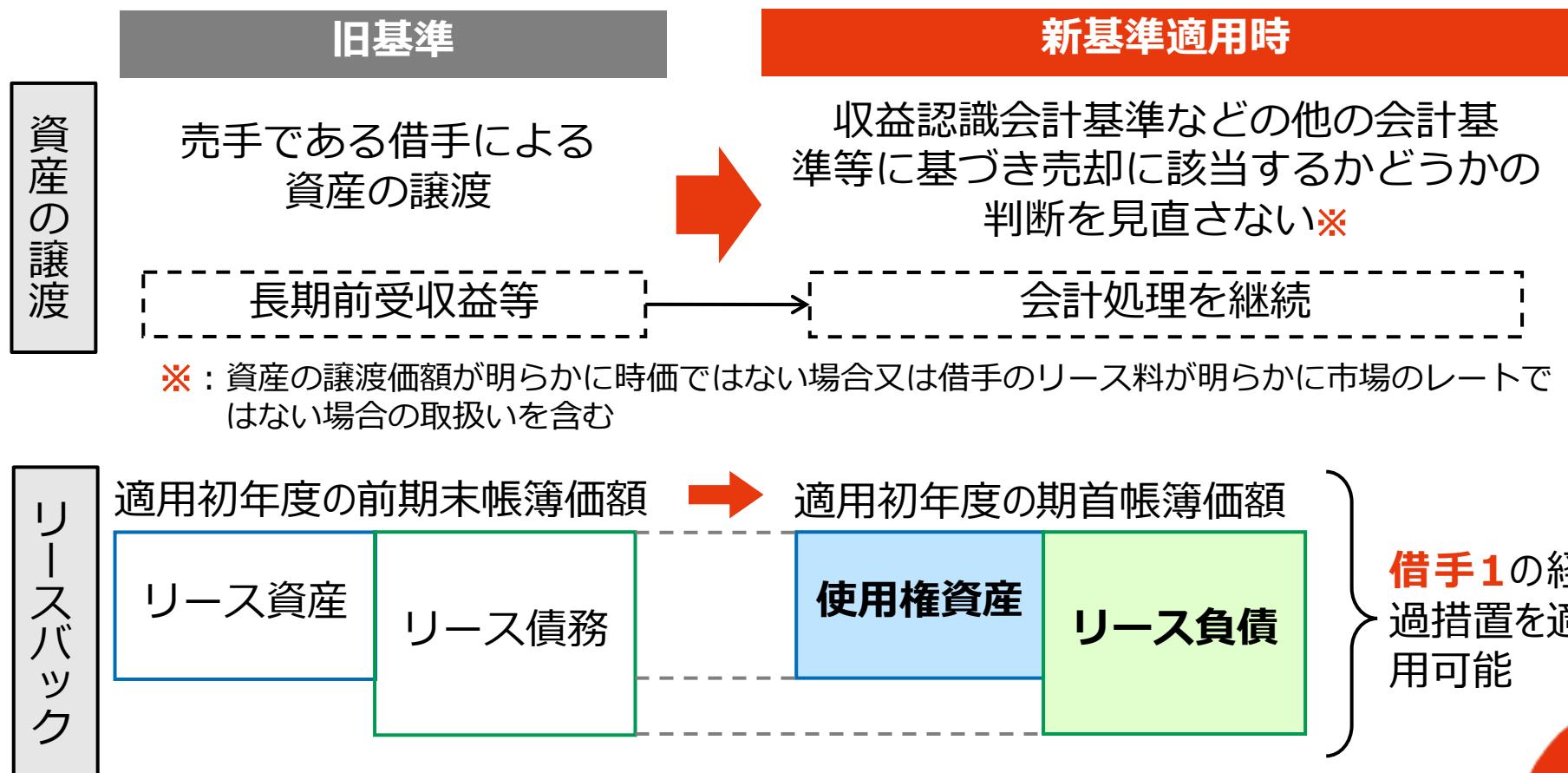
6. オペレーティング・リースに係る簡便計算 (3/3)

スライド72・73の経過措置を適用する上で、次の方法の1つ又は複数を適用することができる（リース1件ごとに適用可能）（適用指針第124項）

適用対象	経過措置
リース負債	割引率 （適用指針第124項(1) 特性が合理的に類似した複数のリースに单一の割引率を適用可能
	借手のリース期間・借手のリース料の決定 （適用指針第124項(4) 契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合に、リース開始日より後に入手した情報を使用可能
使用権資産	付随費用 （適用指針第124項(3) 適用初年度期首の使用権資産の計上額に付随費用を加算しないことが可能
オフバランス項目	残りの借手のリース期間が短いリース （適用指針第124項(2) 適用初年度の期首から12か月以内に借手のリース期間が終了するリースに短期リースの取扱いを適用可能

7. セール・アンド・リースバック (1/2)

旧基準においてリースの対象となる資産の売却に伴う損益を長期前受収益等として繰延処理している場合（適用指針第126項(1)から(4)）



7. セール・アンド・リースバック (2/2)

④ 旧基準においてリースの対象となる資産の売却に伴う損益を長期前受収益等として繰延処理している場合以外 (適用指針第126項(1)から(3))

旧基準

資産の譲渡

売手である借手による
資産の譲渡

新基準適用時

収益認識会計基準などの他の会計基準等に基づき売却に該当するかどうかの判断を見直さない※

※：資産の譲渡価額が明らかに時価ではない場合又は借手のリース料が明らかに市場のレートではない場合の取扱いを含む

リースバック

オフバランス

適用初年度の期首帳簿価額

使用権資産

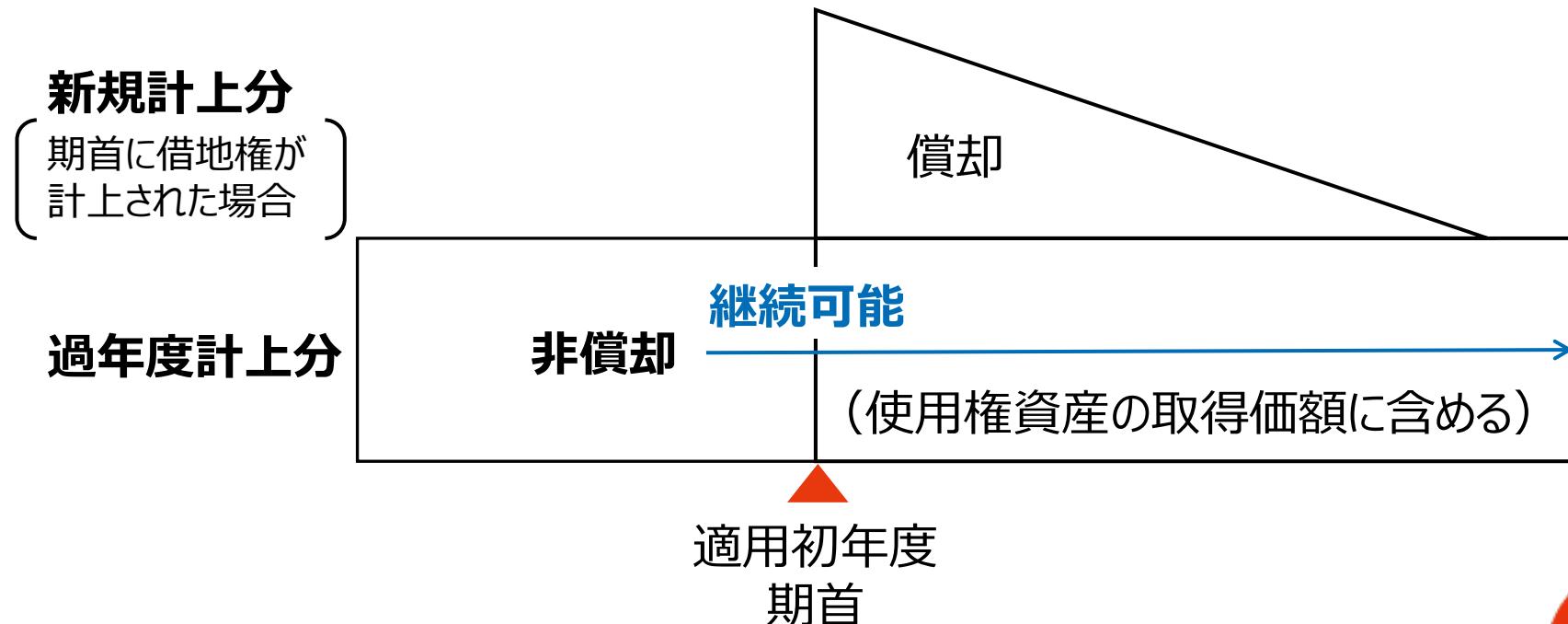
リース負債

借手2の経過措置を適用可能

8. 借地権の設定に係る権利金等 (1/3)

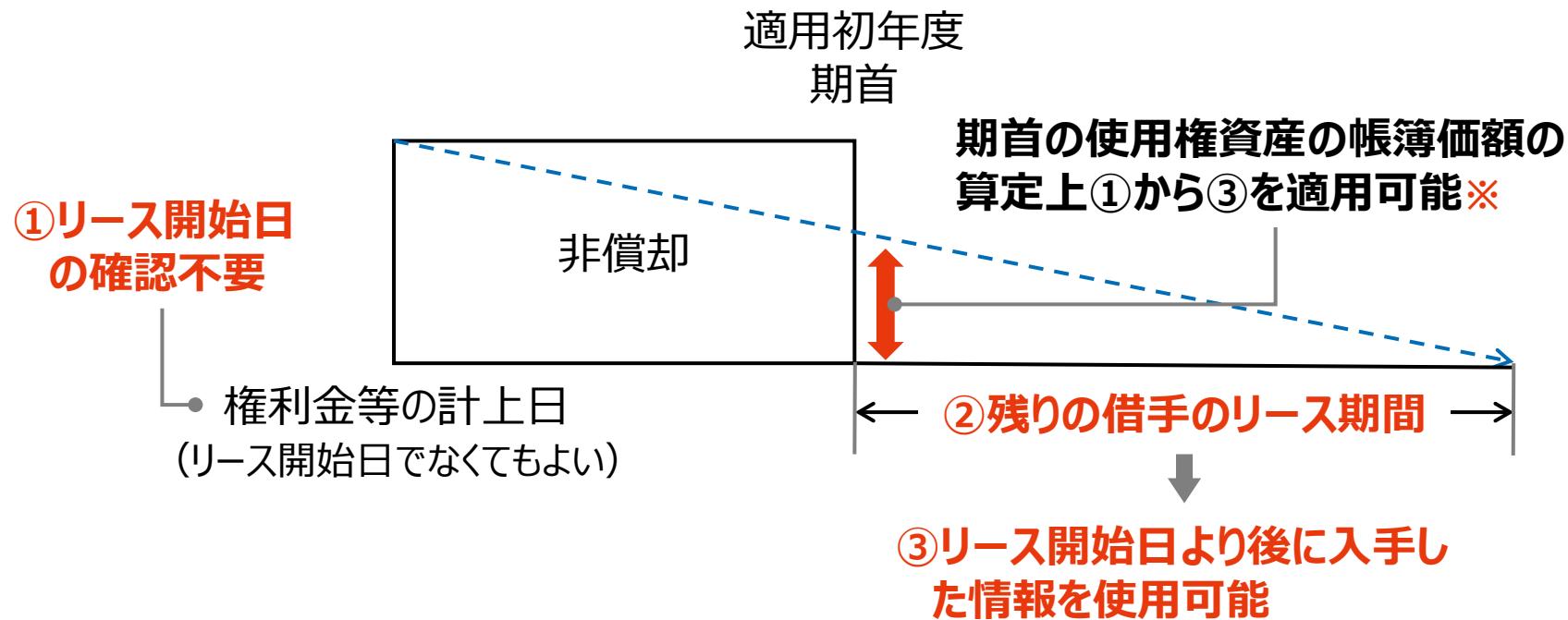
旧借地権の設定に係る権利金等又は普通借地権の設定に係る権利金等を償却していなかった場合 (適用指針第127項・第129項)

- ◆ 新基準の適用後に権利金等を償却する方針であっても、適用初年度の期首に計上されている権利金等の**非償却を継続**できる



8. 借地権の設定に係る権利金等 (2/3)

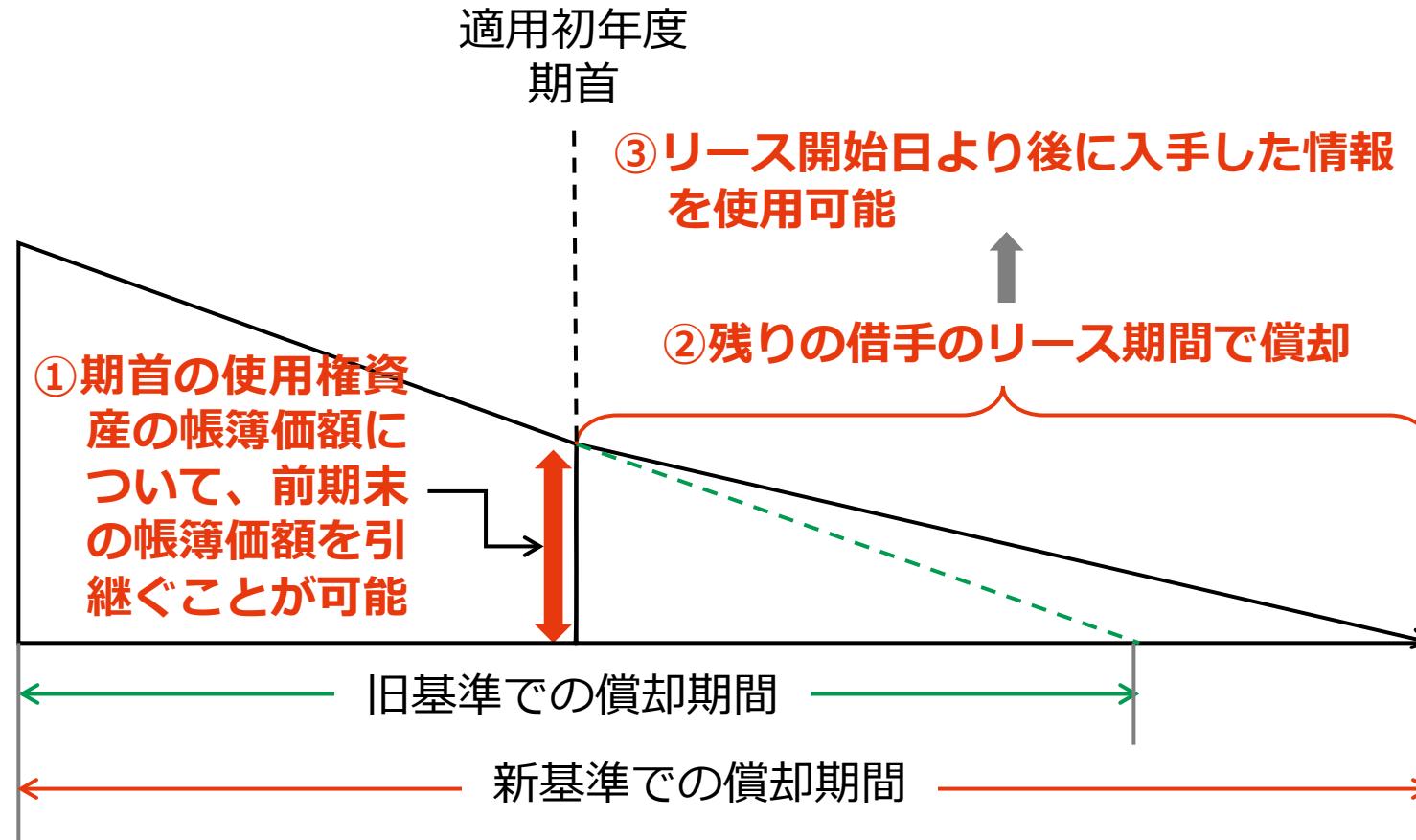
- ❖ 旧借地権の設定に係る権利金等又は普通借地権の設定に係る権利金等を償却していなかった場合（続き）（適用指針第127項・第129項）
 - ◆ 過年度計上分を償却する場合の**簡便的な計算方法**を認めている



※：償却後の帳簿価額 > 前期末の帳簿価額の場合、前期末の帳簿価額を期首の帳簿価額とする

8. 借地権の設定に係る権利金等 (3/3)

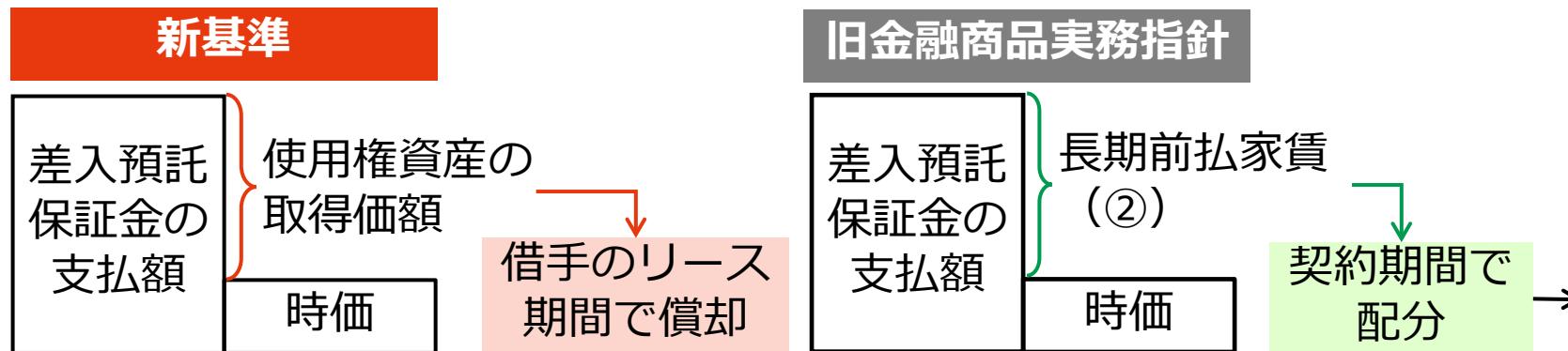
- ◆ 借地権の設定に係る権利金等を償却していた場合 (適用指針第128項)
- ◆ 簡便的な計算方法を認めている



9. 建設協力金等の差入預託保証金

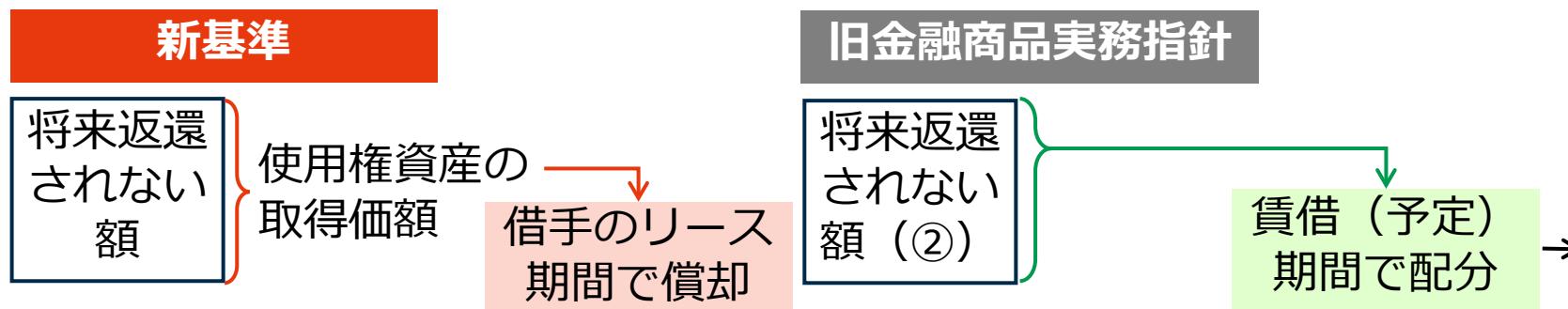
将来返還される建設協力金等の差入預託保証金（敷金を除く）

(適用指針第130項(1))



差入預託保証金（建設協力金等・敷金）のうち将来返還されない額

(適用指針第130項(2))

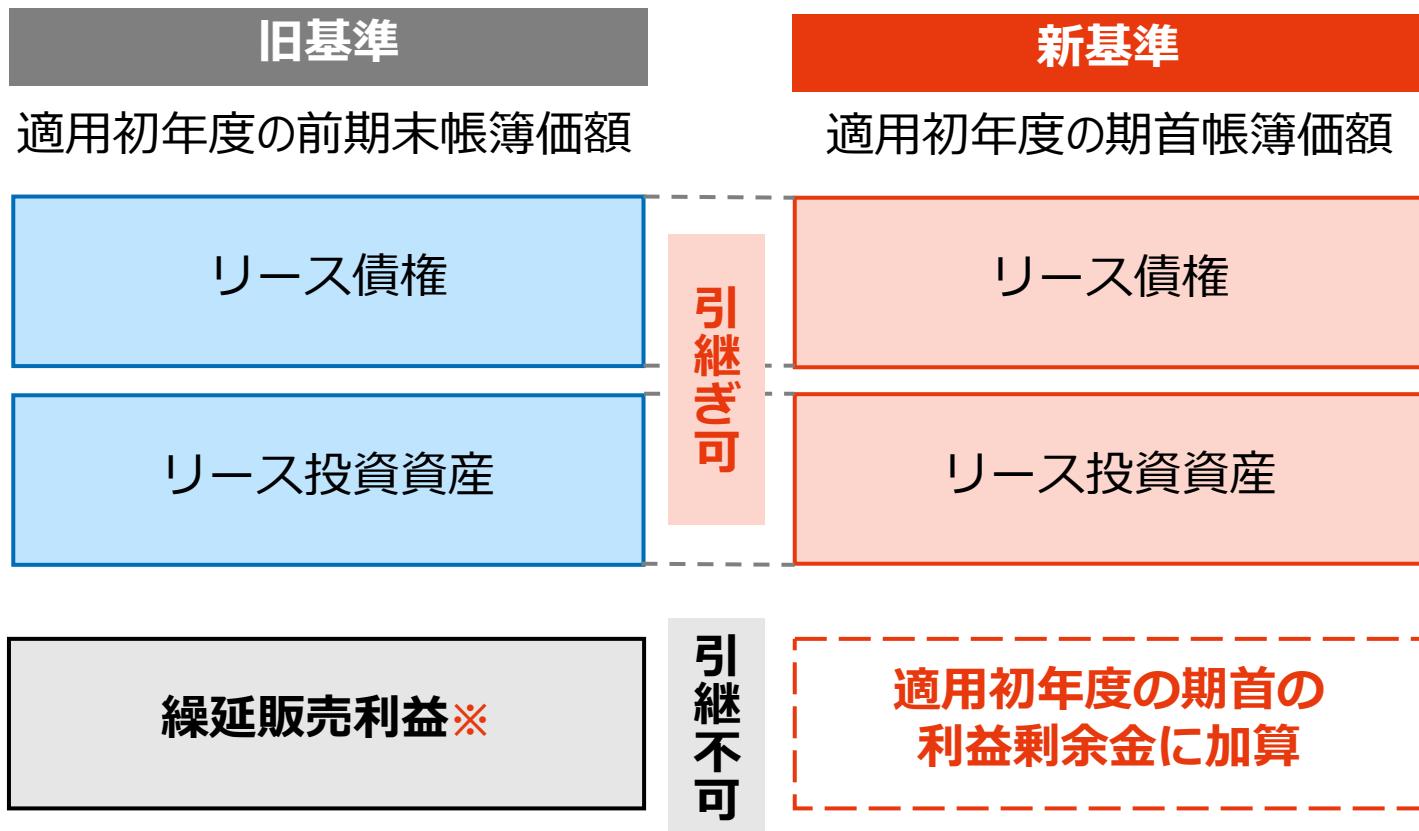


②前期末の帳簿価額を期首の使用権資産
に含めて会計処理を行うことも可能

①適用前に締結された契約に従来の処理継続可能

10. ファイナンス・リース取引に分類していたリース

リース債権・リース投資資産の帳簿価額の引継ぎ (適用指針第131項)



期首から
新基準を
適用

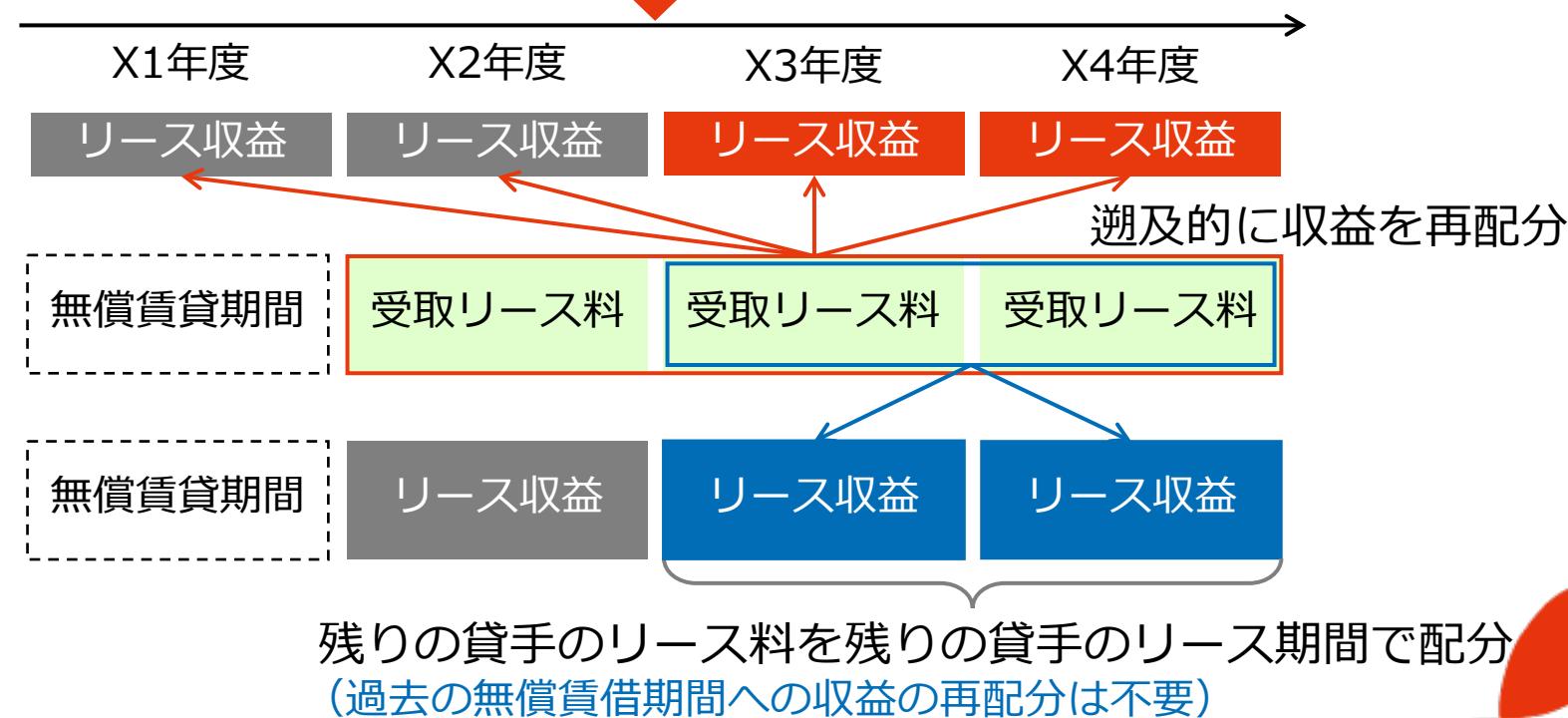
※ : 貸手における製作価額又は現金購入価額と借手に対する現金販売価額の差額である販売益を割賦基準により処理している場合

11. オペレーティング・リース取引に分類していたリース等

オペレーティング・リース取引に分類していたリース・新基準の適用により新たに識別されたリースについて、適用初年度の期首に締結された新たなリースとして会計基準を適用可能（適用指針第132項）

例）適用初年度前に無償賃貸期間があるケース

適用初年度期首



12. サブリースの貸手



新基準の取扱い

中間的な貸手のリースの分類はヘッドリースの使用権資産を参照して判定

オペレーティング・リースに分類されていたサブリースがファイナンス・リースになる場合がある

リース開始日に遡及する場合、新基準の適用が複雑になる

経過措置（適用指針第133項）

- | 対象 | 取扱い |
|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 旧基準でオペレーティング・リース取引として会計処理していたサブリース ◆ 新たに識別されたサブリース ◆ 適用初年度期首のヘッドリース及びサブリースの残りの契約条件に基づいて、サブリースの分類を決定できる ◆ ファイナンス・リースに分類されたサブリースを適用初年度期首に締結された新たなファイナンス・リースとして会計処理できる | |



4 会計基準の維持活動

- ❖ 年次改善
- ❖ 令和7年度税制改正への対応
- ❖ JICPAの実務指針等の移管



- 年次改善

目次

-
- 1. 2024年年次改善プロジェクトの概要**
 - 2. 包括利益の表示**
 - 3. 種類株式の取扱い**
 - 4. 特別法人事業税の取扱い**
 - 5. 今後の基準開発の方向性**

凡例

包括利益会計基準：企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」

株主資本適用指針：企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」

法人税等会計基準：企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」

税効果適用指針：企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

実務対応報告第10号：実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」

包括利益会計基準改正案：企業会計基準公開草案第81号（企業会計基準第25号の改正案）「包括利益の表示に関する会計基準（案）」

株主資本適用指針改正案：企業会計基準適用指針公開草案第83号（企業会計基準適用指針第9号の改正案）「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針（案）」

法人税等会計基準改正案：企業会計基準公開草案第82号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」

税効果適用指針改正案：企業会計基準適用指針公開草案第84号（企業会計基準適用指針第28号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」

実務対応報告第10号改正案：実務対応報告公開草案第69号（実務対応報告第10号の改正案）「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い（案）」

公開草案：公開草案「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」

適正手続規則：企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則

1. 2024年年次改善プロジェクトの概要（1/2）



年次改善プロジェクトの概要

- ◆ 原則として年1回、4月1日を基準日として、企業会計基準等の要変更事項を検出し、基準の変更の要否を検討
- ◆ 変更する場合、適正手続規則に基づき必要とされる手続を検討
- ❖ 企業会計基準等の変更の区分及び適正手続（適正手続規則第25条）

	改正	修正
定義	会計処理及び開示に関する定めについて、実質的に内容を変更するもの	会計処理及び開示に関する定めの内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するもの
適正手続	委員会の議決及び公開草案の公表	委員会において審議した上で、了承を得る※

※：修正について、改正の適正手続を経ることは妨げられない

- ◆ 必要に応じて複数の企業会計基準等の改正又は修正をまとめて行う

1. 2024年年次改善プロジェクトの概要 (2/2)



◆ 2024年年次改善プロジェクトでの対応

- ◆ 「修正」による対応 – 2024年11月1日に**「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の修正」**を公表
- ◆ 「改正」による対応 – 次の項目に関する改正をまとめて、2024年11月21日に**公開草案「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」**を公表（コメント期限:2025年1月20日）
- ◆ コメント締め切り後、寄せられたコメントへの対応を審議中

項目	対象となる企業会計基準等
包括利益の表示	❖ 包括利益会計基準 ❖ 株主資本適用指針
種類株式の取扱い	❖ 実務対応報告第10号
特別法人事業税の取扱い	❖ 法人税等会計基準 ❖ 税効果適用指針

2. 包括利益の表示（1/4）

背景

- ◆ 包括利益会計基準の公表後における、その他有価証券評価差額金の増減、繰延ヘッジ損益の増減及び為替換算調整勘定の増減の取扱い
- ❖ 連結財務諸表：その他の包括利益として包括利益計算書で認識し、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額の区分に計上
- ❖ 個別財務諸表：貸借対照表の純資産の部に**直接**計上（包括利益会計基準は当面適用されない）

検出事項

- ◆ 複数の企業会計基準等において、連結財務諸表上の取扱いに関する規定の中で、「純資産の部に**直接**計上」という用語が使用されている
- ◆ 株主資本適用指針における、連結株主資本等変動計算書及び個別株主資本等変動計算書における株主資本以外の各項目の主な変動事由の例の中で、「純資産の部に**直接**計上」という用語が使用されている

2. 包括利益の表示（2/4）

検出事項への対応

◆ 包括利益会計基準の改正－読み替規定の追加

対象となる用語	読み替規定
<ul style="list-style-type: none"> ❖ 純資産の部に直接計上 ❖ 直接純資産の部に計上 ❖ 直接資本の部に計上 	<p>➡</p> <p>❖ 連結財務諸表上は、「その他の包括利益で認識した上で純資産の部のその他の包括利益累計額に計上」と読み替えるものとする</p>

◆ 株主資本適用指針の改正－用語の見直し

- ❖ 対象：**連結株主資本等変動計算書**において、株主資本以外の各項目の当期変動額を主な変動事由ごとに表示する場合の例として示す項目
- ❖ 見直し後の用語：「**組替調整額**」及び「**当期発生額**」（包括利益会計基準と用語の統一が図られる）

2. 包括利益の表示（3/4）

検出事項への対応（続き）

◆ 株主資本適用指針の改正－連結株主資本等変動計算書の設例の修正

設例3の改正案（抜粋）

	株主資本		その他の包括 利益累計額	非支配 株主持分	純資産 合計
	(略)	株主資本 合計			
当期首残高		16,000	1,000	1,980	18,980
当期変動額					
（略）					
組替調整額					
その他有価証券の売却 による増減			△81	△9	△90
当期発生額					
純資産の部に直接計上 されたその他有価証券評 価差額金の増減			141	△51	90
（略）					
当期変動額合計		1,560	60	180	1,800
当期末残高		17,560	1,060	2,160	20,780

2. 包括利益の表示（4/4）

適用時期等に関する公開草案における提案

原則的な
取扱い

- 公表日以後最初に開始する連結会計年度の期首

早期適用

- 公表日以後最初に終了する連結会計年度の年度末
- 中間（四半期）連結財務諸表については包括利益会計基準改正案を適用しない
- 中間連結財務諸表については株主資本適用指針改正案を適用しない

3. 種類株式の取扱い（1/2）

検出項目

- ◆ 実務対応報告第10号における、種類株式の定義において、会社法の施行に伴い削除された旧商法の条文が参照されたままとなっている

検出項目への対応

◆ 実務対応報告第10号の改正—種類株式の定義の変更

種類株式
の定義

会社法第108条第1項に従い内容の異なる2以上の種類の株式を発行する場合の標準となる株式以外の株式

- ❖ 会社法では、種類株式について、旧商法よりも設計の柔軟化が図られているため、定義の変更により実務対応報告第10号の適用対象が拡大する

3. 種類株式の取扱い（2/2）

◆ 適用時期等に関する公開草案における提案

原則的な取扱い	公表日以後最初に開始する連結会計年度・事業年度の期首以後取得する種類株式について適用する
早期適用	公表日以後最初に終了する連結会計年度・事業年度の期首以後取得する種類株式について適用することができる（中間（四半期）連結財務諸表及び中間（四半期）財務諸表については、適用しない）
経過措置	適用日より前に取得した種類株式については、以下のいずれかを選択できる (1)従前の取扱いを継続する (2)実務対応報告第10号改正案を適用する

4. 特別法人事業税の取扱い（1/3）

背景

- ◆ 法人税等会計基準は、具体的な税金を挙げて当該税金について規定する税法を参照することにより適用対象となる税金を特定している
- ◆ 令和元年度（平成31年度）税制改正において特別法人事業税が国税として創設された
- ◆ 特別法人事業税（基準法人所得割）の額は、事業税の所得割額（標準税率で計算）に税率を乗じて計算される

検出事項

- ◆ 特別法人事業税の法人税等会計基準及び税効果適用指針に基づく取扱いが明確でない
 - ❖ 法人税等会計基準に特別法人事業税についての個別の定めがない
 - ❖ 税効果適用指針における法定実効税率の算式及び繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率に関する定めに特別法人事業税の税率が含まれていない

検出事項への対応

◆ 法人税等会計基準の改正—**当期税金の取扱いの明確化**

- ❖ 特別法人事業税（基準法人所得割）について、事業税（所得割）と同様に取り扱うことを明確化

◆ 税効果適用指針の改正—**税効果会計の取扱いの明確化**

- ❖ 法定実効税率の算式に特別法人事業税の税率を含める

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率} + \text{事業税率（標準税率）} \times \text{特別法人事業税率}}{1 + \text{事業税率} + \text{事業税率（標準税率）} \times \text{特別法人事業税率}}$$

- ❖ 特別法人事業税（基準法人所得割）について、同じく国税である法人税及び地方法人税と同様の取扱いが行われることを明確化

4. 特別法人事業税の取扱い（3/3）

適用時期等に関する公開草案における提案

原則的な取扱い	<ul style="list-style-type: none">❖ 公表日以後最初に開始する連結会計年度・事業年度の期首
早期適用	<ul style="list-style-type: none">❖ 公表日以後最初に終了する連結会計年度・事業年度の年度末❖ 法人税等会計基準改正案と税効果適用指針改正案は、同時に適用❖ 中間（四半期）連結財務諸表及び中間（四半期）財務諸表については、適用しない
経過措置	<ul style="list-style-type: none">❖ 適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の純資産項目に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用することができる❖ 過年度に課税された特別法人事業税（基準法人所得割）に関する表示方法に関して、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないことができる

5. 今後の基準開発の方向性

法人税等会計基準の適用対象となる税金を定める方法について

コメント募集

- ❖ 審議の過程で、法人税等会計基準の適用対象となる税金を定める方法を見直してはどうかとの意見
- ❖ 公開草案の公表時に、法人税等会計基準の適用対象となる税金を特定する方法を見直す（例えば、原則的な定めを置く）ことについて、コメント募集

寄せられたコメント

- ❖ 原則的な定めを置く方法により見直しを行うことを概ね支持する意見
- ❖ 具体的な税金を挙げて取扱いを示す現行の法人税等会計基準の具体的な定めを残すことを求める意見
- ❖ 見直しにより適用対象となる範囲を変更しないことを求める意見



コメントを踏まえて、今後の基準開発の方向性について検討予定



令和7年度税制改正への対応

目次

1. 防衛特別法人税の創設と会計上の論点
2. 補足文書の公表

【凡例】

補足文書：補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」

改正税法：「所得税法等の一部を改正する法律」

税効果適用指針：企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

1. 防衛特別法人税の創設と会計上の論点

令和7年度税制改正における防衛特別法人税の創設

- ◆ 防衛特別法人税に係る規定を含む改正税法の法案が2025年2月4日に国会に提出され、2025年2月末現在、審議中

防衛特別法人税の概要	
課税標準	法人税の額（所得税額の控除、外国税額の控除等を適用しないで計算した額）から基礎控除額（年500万円）を控除した金額
税率	4%
適用関係	2026年4月1日以後に開始する事業年度から適用

2025年3月期決算に想定される会計上の論点

- ◆ 繰延税金 – 改正税法が2025年3月31日までに成立した場合、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算上、防衛特別法人税の影響を反映する必要があるかが論点となる
- ◆ 当期税金 – 改正税法の適用時期が2026年4月1日以後に開始する事業年度であれば、2025年3月期決算には影響しない

2. 補足文書の公表

④ 2025年3月期決算に向けたASBJの対応

- ◆ 次の点について情報を提供する**補足文書※**を2025年2月20日に公表
 - ❖ 改正税法が2025年3月31日までに成立した場合、2026年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る**繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に際して、防衛特別法人税の影響を反映する必要がある**
 - ❖ 防衛特別法人税は、法人税に対する付加税として課されるものであるため、**法人税等(税効果適用指針第4項(2))に該当すると考えられる**
 - ❖ 次の算式により法定実効税率を算定する

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{防衛特別法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率} + \text{事業税率 (標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}{1 + \text{事業税率} + \text{事業税率 (標準税率)} \times \text{特別法人事業税率}}$$

※：補足文書は企業会計基準等を構成するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書



- JICPAの実務指針等の移管

目次

- 1. JICPA実務指針等の移管の概要**
- 2. 移管指針**
- 3. 後発事象に関する会計基準の開発**
- 4. 繼続企業に関する会計基準の開発**

【凡例】

JICPA：日本公認会計士協会

実務指針等：JICPAが公表した企業会計に関する実務指針及びQ&A

IAS第10号：IAS第10号「後発事象」

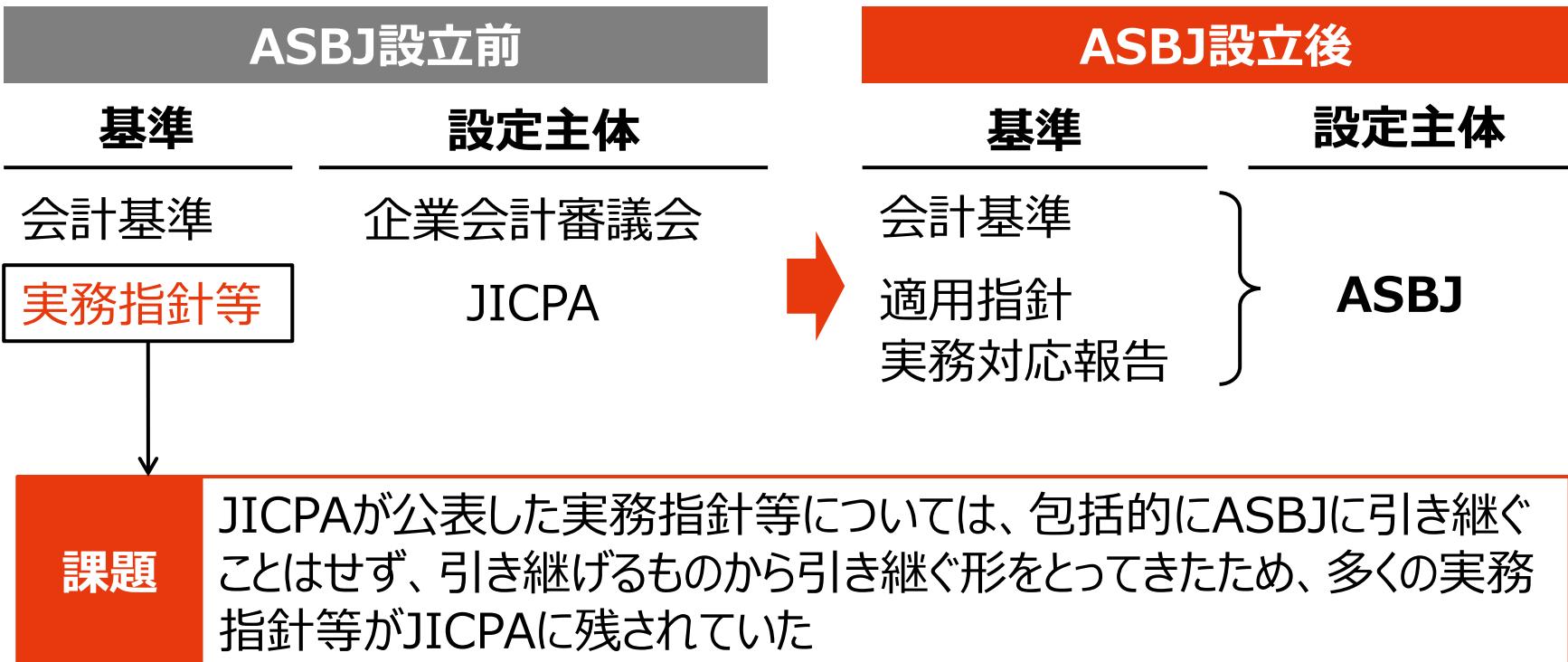
監基報560実1：監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」

報告第74号：監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」

1. JICPA実務指針等の移管の概要（1/2）



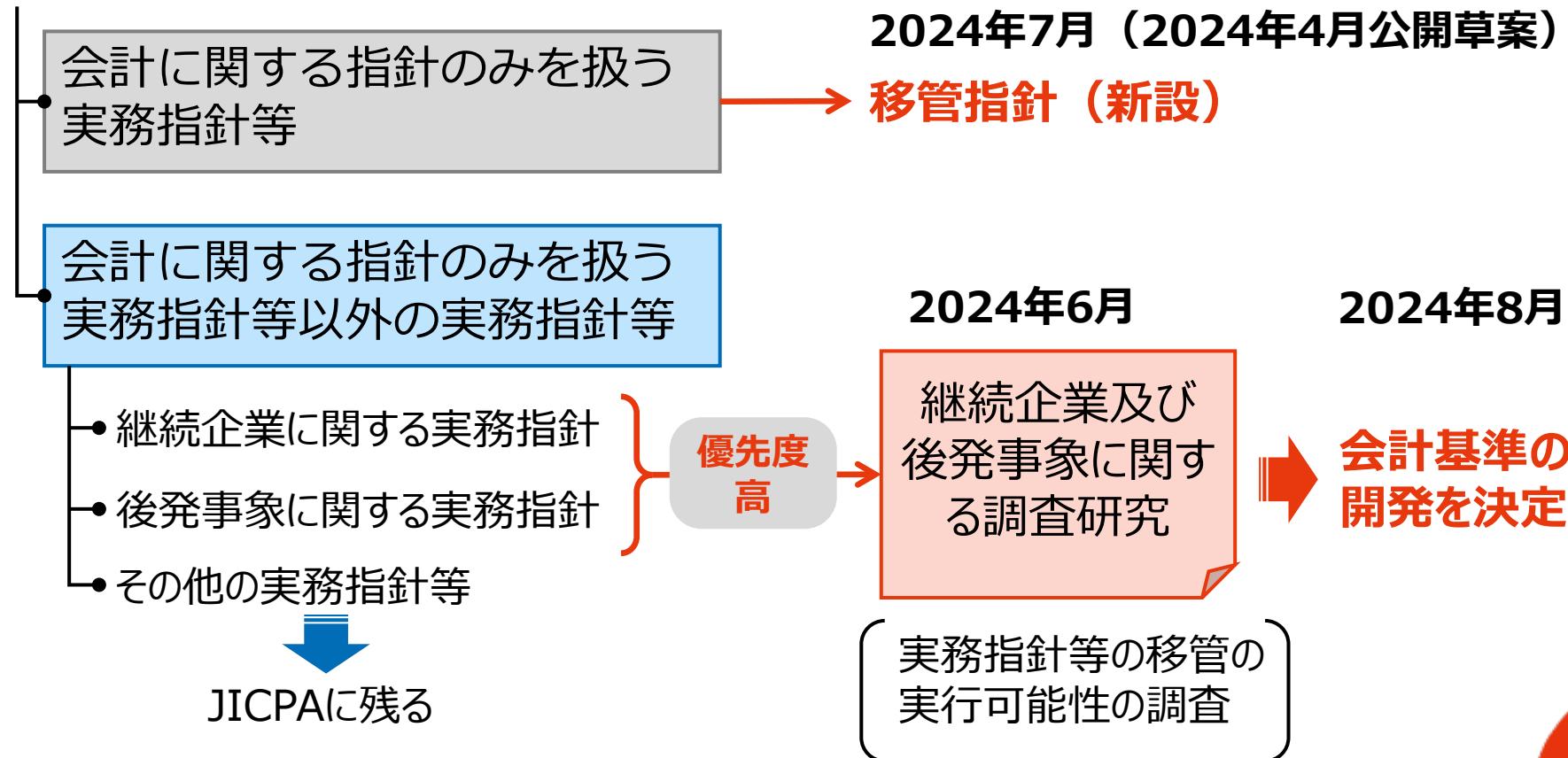
④ 移管の経緯



▼
移管プロジェクトを開始

JICPA実務指針の移管の方針

JICPA実務指針等



2. 移管指針（1/2）

● 移管にあたっての方針

- ◆ 基本的には文書単位でそのままの形で移管
- ◆ 実務指針等の「委員会名」及び「連番」は変更するが、「実務指針等の名称」は変更しない
- ◆ 各実務指針等における項番号は変更しない
- ◆ 字句等の誤りがあっても訂正しない（年次改善で一括して訂正）

● 移管指針の公表

- ◆ 14の実務指針等をJICPAより移管し、各移管指針として公表するとともに、移管指針の全体を記載した「移管指針の適用」もあわせて公表
- ◆ この2024年7月公表の移管指針の適用については、移管前の実務指針等の内容を変更していないため、会計方針の変更に関する注記を要しない（移管指針の適用第4項）

2. 移管指針（2/2）

◆ 公表した移管指針

- ◆ 移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」
- ◆ 移管指針第2号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第3号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第5号「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第7号「持分法会計に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第8号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第10号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」
- ◆ 移管指針第11号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ & A」
- ◆ 移管指針第12号「金融商品会計に関するQ & A」
- ◆ 移管指針第13号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ & A」
- ◆ 移管指針第14号「土地再評価差額金の会計処理に関するQ & A」

3. 後発事象に関する会計基準の開発（1/3）



検討の進め方

基本的な方針

JICPA実務指針等の**移管プロジェクトの一環**として、監基報560実1の会計に関する指針をASBJの会計基準に移管

フェーズ1（今回のプロジェクトの範囲）➡ フェーズ2

- ◆ 後発事象の定義・会計処理・開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とする
- ❖ ただし、後発事象の定義において、財務諸表の公表の承認日の概念を取り入れるかどうかについては検討を行う（スライド111参照）
- ❖ 会計基準には、これまでのASBJの会計基準等との整合性などを考慮して取り込む

- ◆ 現行の実務を変更する論点の検討
 - ❖ 修正後発事象が計算書類等の監査報告書日後に発生した場合に、金融商品取引法に基づく財務諸表において、当該修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱い（コンセンサスが得られる状況であれば検討）（スライド112参照）
 - ❖ 他の論点（該当がある場合）

3. 後発事象に関する会計基準の開発（2/3）



後発事象の定義

フェーズ1

- ◆ 現状、後発事象に関する会計基準はなく、後発事象の定義は監基報560実1の「2. 定義」において以下のとおり定義されている

後発事象とは、決算日後に発生した会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象をいい、このうち、監査対象となる後発事象は、**監査報告書日**までに発生した後発事象のことをいう

- ◆ この点、IAS第10号第3項では、後発事象は以下のとおり定義されている

報告期間の末日と**財務諸表の公表の承認日**との間に発生する事象で、企業にとって有利な事象と不利な事象の双方をいう

- ◆ 監基報560実1の取扱いを会計基準に移管するにあたり、新たな会計基準において後発事象の定義の中で、後発事象の基準日が「監査報告書日」とされている点について、どのように取り扱うかの検討を行うこととしている

3. 後発事象に関する会計基準の開発（3/3）

特例的な取扱い

フェーズ2

フェーズ1では特例的な取扱いを見直さず、現行の取扱いを維持

①期末日

②監査報告書日
（会社法）

③監査報告書日
(金融商品取引法)

後発事象の基準日の記載は現行の取扱いで示している

事象の発生時点

修正後発事象

発生した事象の実質的な原因が決算日現在において既に存在しているため、財務諸表の修正を行う必要がある事象

開示後発事象

発生した事象が翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼすため、財務諸表に注記を行う必要がある事象

財務諸表を修正

開示後発事象に
準じて取り扱う
(財務諸表に注記)

重要な後発事象を財務諸表に注記

（※）図では、親会社と連結子会社で決算日が一致しており、計算書類等及び連結計算書類に関する監査報告書日が同日であることを前提としている

4. 繼続企業に関する会計基準の開発

検討の進め方

基本的な方針

JICPA実務指針等の**移管プロジェクトの一環**として、報告第74号の会計に関する指針をASBJの会計基準に移管

フェーズ1（今回のプロジェクトの範囲）

- ◆ 報告第74号を当委員会の会計基準に移管することが優先的な課題
- ❖ ただし、継続企業の評価期間の起点については、改訂予定の国際監査基準・監基報との整合性の観点から財務諸表の公表の承認日への変更を検討する
➡ **後発事象の定義と同時に検討**
(スライド111参照)
- ❖ 会計基準には、これまでのASBJの会計基準等との整合性などを考慮して取り込む

フェーズ2

- ◆ 現行の実務が変更される論点の検討
- ❖ 継続企業の前提に関する判断基準の明確化
- ❖ 他の論点（あれば）



<https://www.asb-j.jp/jp/>

